

第六十七回国会 衆議院 内閣委員会議録 第四号

昭和四十六年十一月十日(水曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君 理事 坂村 吉正君

理事 堀谷 一夫君 理事 湊 徹郎君

理事 山口 敏夫君 理事 木原 実君

理事 伊藤惣助丸君 理事 和田 耕作君

阿部 文男君 加藤 陽三君

鯨岡 兵輔君 辻 寛一君

中山 利生君 葉梨 信行君

華山 親義君 横路 孝弘君

鬼木 勝利君 鈴切 康雄君

受田 新吉君

出席國務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君

國務大臣 山中 貞則君

(総理府総務長官) 西村 直己君

防衛庁長官(防衛庁長官) 宮崎 清文君

総理府人事局長 高松 敬治君

警察庁刑事局長 高松 敬治君

防衛庁長官官房 長 宮崎 清文君

防衛施設庁長官 島田 豊君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

委員外の出席者

法務大臣官房会 伊藤 榮樹君

計課長 香川 保一君

法務大臣官房 外務大臣官房領 遠藤 又男君

事務部長 事務次長 橋本 恕君

外務省アジア局 中国課長 本田 敬信君

内閣委員会調査 室長 敬信君

委員の異動

十一月十日 補欠選任

十一月十日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同(鈴木一君紹介)(第七四二号)

同(竹本孫一君紹介)(第七四三三号)

同(門司亮君紹介)(第七四四号)

同(吉田泰造君紹介)(第七四五号)

同(吉田之久君紹介)(第七四六号)

同(狩獵者団体法制定に関する請願外四件(根本龍太郎君紹介)(第六八〇号)

傷病恩給の改善に関する請願(宇田國榮君紹介)(第七四七号)

同(田代文久君紹介)(第八〇六号)

同(谷口善太郎君紹介)(第八〇七号)

同(土橋一吉君紹介)(第八〇八号)

同(林百郎君紹介)(第八〇九号)

同(東中光雄君紹介)(第八一〇号)

同(不破哲三君紹介)(第八一一号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同(松本善明君紹介)(第八一二号)

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

別表十一「東京入国管理事務所の項中」(東京国際空港の区域を除く。)を削り、「千葉県」の下に「(新東京国際空港の区域を除く。)」を加え、同項中「羽田入国管理事務所 東京都 東京都の内東京国際空港の区域」を「成田入国管理事務所 成田市 千葉県の内新東京国際空港の区域」に改める。

別表十二中 札幌入国管理事務所小樽港出張所 小樽市  
札幌入国管理事務所苫小牧港出張所 苫小牧市  
神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市  
神戸入国管理事務所相生港出張所 相生市  
広島入国管理事務所尾道港出張所 広島県御調郡向東町  
広島入国管理事務所尾道港出張所 尾道市  
広島入国管理事務所呉港出張所 呉市  
鹿兒島入国管理事務所鹿兒島空港出張所 鹿兒島市  
鹿兒島入国管理事務所喜入港出張所 鹿兒島県揖宿郡喜入町

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定並びに別表十二の改正規定中広島入国管理事務所尾道港出張所に係る部分の公布の日から、別表十一の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

理由  
新東京国際空港の設置に伴い、同空港における出入国の管理に關する事務を処理するため成田入国管理事務所を設置し、出入国管理行政を有効適切ならしめるため苫小牧市ほか三箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○伊能委員長 本案につきましては、第六十五回国会におきまして趣旨説明を聴取いたしておりましたので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
○伊能委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤陽三君。  
○加藤陽三君 この際、法務行政について二、三お尋ねしたいと思ひます。  
最近の検察庁の仕事はたいへん忙しいように聞いておるのでございますが、この間いただきました資料によりますと、現在、地方検察庁及び高等検察庁において合計百十二人の欠員があるようでありますが、この欠員は充足できるのでしょうか。どういふふうな見通しを持っていらっしゃるのでしょうか。

○安原政府委員 お答えいたします。  
ただいま御指摘の百十二人の欠員でございますが、正直に申しまして見通しは、これを充足することはなかなか困難であるという現状にございませう。検事の給源といたしましては、何と申ししましても司法修習生の修習を終了した者から採用するというのがおもな給源でございませうが、最近の傾向によりますと、五百人ほどの修習終了者のうち四百人近い数がほとんど弁護士を希望するというような傾向にございまして、はなはだ充足が困難な状況にあるというところでございませう。

○加藤陽三委員 たいへん困難だというお話でございまして、私もそのように推測はしておるわけでございますが、必要な数はぜひ充足をするように御努力を願わなければいけないと思つておるわけですが、これもこの前いただきました資料により

ますと、法務部内の検察庁以外に充職検事といいますが、充職検事として御勤務になつていらっしゃる方が合計で百三十三人あるわけですね。これは一体、充職検事というのは、便利だからそうしていらっしゃるのでしょうか。あるいはやはり検事をもつて充てなければいけないという理由があるのでしょうか。一々についてお尋ねしますと長くなりますので、具体的な例でお尋ねしてみたいと思ひますが、今度の法案で入国管理局の位置の廃止や変更や新設が出ておるわけですが、入国管理局にも次長さん以下四名いらっしゃるわけですね。たとえば入国管理局については、どういふ理由で検事をもつてお充てになるのでしょうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○前尾國務大臣 確かに充職検事が多いわけでありますが、それは法律についての専門家といえますが、また民事なり刑事の訴訟についての実務者ということになりますと、これは、弁護士か、あるいは検事が、裁判官が判事か、こういうことになるわけでありませうし、弁護士から登用することについては非常に困難であります。結局は検事を充職するという以外にないわけでありませうが、検事は御承知のように一つの身分を持つておるわけでありませうから、したがって充職検事というような制度ができたわけでありませう。

ところで、ただいま、出入国なんかには検事を使う必要はないであろうというお話であります。まさに私もそう考へておるわけですが、それが養成といひますか、それに適合する人をつくり上げていく。制度が新しいわけでありませうので、そういう点には検事でなくてもやれるような方向にだんだん持つていっておるわけですね。また過渡期で、お話のような点までいっていないというのが現状なわけでありませう。

○加藤陽三委員 私はこれを拝見いたしました、なるほどこれは検事さんでなければいけないと思つたような仕事もあるわけですが、いま大臣もおっしゃいましたが、入国管理局とか、保衛局とか、あるいは管区の法務局というのは、法律

を専門に勉強する方を養成されれば、検事さんでなくてもいいのではないかとおもうのであります。過渡的なものもだいぶあるのだというのをいま御答弁になりましたので、非常にけっこうだと思えます。現在でも百三十三名ですから、これを検察庁のほうへ返されましたら、検察庁の欠員が全部埋まるわけですね。ぜひその方向で御努力を願いたいと思っております。

その次にお伺いしたいのは、登記所の統廃合のごとでございます。行政整理の一環として登記所の統廃合をやつていらっしゃるということは、資料をいだけてよくわかつたのであります。交通事情もだいぶ変わつておりますから、そういうことも必要であろうと思つておりますが、現在、登記所関係の行政整理については、どういふお考えを進めていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○前尾国務大臣 大体の方針だけ私から申し上げたいと思つて、率直に申し上げますと、ただいまお話しのとおり、交通事情も非常に変わつてまいっておりますし、また仕事の分量もだんだん都会集中に変わつてきておるわけでありまして、したがつて、当然、実質的な事態に即応するということになりますと、かなり配置がえをしていかなければならぬということも、もう現実にも私痛感しておりますし、理論的には皆さんよくおわかりくださるわけでありまして、しかし、従来からありますものをやめるといふことは、民間の方から見ますと非常に不便になるわけでありまして、そういう点で、どういふところでマツチさせるか。あるいは現実には適合するものを持つていくにしまして、一筆にはなかなかできません。ただ、一人庁といふものは、一人だけでやっておりますよやうなもの、率直に言つて休暇もとれないというよやうな状況でありますので、一人庁はまず原則として整理していくべきものではなからうかというよやうな考え方で、ただいまその段階なわけでありまして、ただ、これはよほど適正にやつていかなければ

なりませんので、最近、民事行政審議会というものを設けまして、一応のいろいろ諮問をして、そしてまた現実に見てもらつて、公平な一応の案を協議をはかつてつくつていただく、こういうことではだいたいま作業を進めておる、こういう段階でございます。

○加藤(陽)委員 そこで、これは大臣にお伺いしたいのであります。私、思いますに、昔は地租というものは国税の大宗であつたわけでありまして、最近土地とか不動産というものは全部地方税に移管されているわけですね。戸籍の事務も市町村に委任されているわけですね。土地、不動産に関する登記関係の事務も、住民のサービスという面から見ますと、市町村に委任されるほうがいいのではないかと私は思つておる。ことに、一人庁のことをいま大臣はおっしゃいましたけれども、こういうことも、市町村に委任ということでは解決するのではないかと私は思つておる。その点はどうかどういふふうにお考えになりますでしょうか。

○前尾国務大臣 戸籍と登記とだけだけ違ひか、私も最初多少疑問に思つたわけでありまして、登記の場合にはいろいろ種類があります。そしてまた、それに付随してみんな非常に密接に法律の關係があるわけでありまして、また一方、戸籍のほうを見てみますと、戸籍に使つておられる人といふのは、人数からいいますとかなりの人員を使つておられる。率直に申し上げますと、現在の登記を市町村でやつていただくということになりましたら、おそらく倍の定員が要るだらう。戸籍の点から見まして、登記を市町村でやつてもらうと、倍の人員が要りながら今度非常に監督がむずかしくなるというよやうな、それこれ考えてみますと、戸籍にしまして、やはりこれは国家が事務を託しているわけでありまして、戸籍事務のよやうに簡単に委託するといふわけにはいかぬということを、私、最近痛感しておるわけでありまして、そういう意味合いからいいますと、やはり登記は国でやつていく以外にないのじゃないか、かように考えてお

ります。○加藤(陽)委員 いまの大臣の御答弁、私もよくわかる点もあるのですが、経費とか人員とかの点の推定になりますと、よけいかかるよやうなことをおっしゃいますけれども、私はどうもそうでないよやうな気がするのですが、これは私もよくまた研究してみたいと思つておる。

いまの登記所の統廃合につきましては、いま大臣から、民事行政審議会ですか、これに諮問をして案を考えておるといふよやうな御趣旨の御答弁がございまして、実は広島県安芸郡の海田町というところに広島法務局の出張所があります。ところが昨年十一月に、広島法務局長のほうから手紙が参りまして、広島市に合同庁舎ができるので、そつちのほうへ移したいということ、法務局長さんがおっしゃつたわけなんです。ところがこれに對しまして、海田の出張所の管理区域に八カ町村あるわけですが、その八カ町村の町村議会が全部、あれは不便になるからというので反対の決議をしておられるのです。その言ひ分は一つは、登記の件数がこの五年間に一・六倍もふえておる。非常に事務量がふえておる。今度移ると九キロほど遠くなる。それに、今度移るとなると地点から四・五キロぐらいのところにある登記所はそのまゝにしておいて、九キロもあるところを移すとするのはやり方としておかしいのじゃないかというよやうな御意見もあるわけなんです。これは民事行政審議会の御答申とは關係がないよやうなんです。どういふ趣旨でおやりになつておるのでしょうか。

○川島(一)政府委員 私からお答申申し上げます。広島法務局の海田出張所の移転につきまして、ただいまお話しのような問題があるということ、私もよく承知いたしておるわけでございます。この問題は、先ほどお尋ねのございました登記所の適正配置の問題、この問題とは実は別の問題として考えておるわけでございます。

が、ごく大きづばに申し上げますと、広島法務局が新しく庁舎をつくることになつたわけでありまして、この新庁舎をつくるに際しまして、比較的近くにある海田出張所をやはり同じ新しい庁舎に入れてはどうかという話もございまして、そのほうが事務にも便利であるよやうなことで、そういう話が出てきたわけですが、当時、法務省といつたしましては、それほど地元の御意向にも反しませんでした。できることなら移転したいということで計面を進めてまいつたわけでございます。ところが、途中から情勢が少し変わつてまいりまして、いろいろ地元の不便になるよやうな理由で反対される方がかなり出てきた。そこで、正直申し上げて、現在どうしようかということをお尋ねして、現在どういふ比較的大きな出張所でございますから、適正配置の問題とは別に、よく情勢を見て、そういう点の解決策を得たいということ、検討をしておるところでございます。

○加藤(陽)委員 よくわかりました。ただ、私がさつき申し上げましたとおり、登記所の統廃合といふことも私は必要だと思つておる。ただ、ちよつと触れましたように、近くに登記所をそのまゝにしておいて遠いところを移すなんていうことでは、これは地元の人には納得できないと思つておる。ことに海田出張所のほうは、ほとんど件数がふえておるので、よくその辺をお考えいただきたい。住民のサービスの点からもあまり不満を買わないよやうなお取り計らいをお願い申し上げます。質問を終わります。

○伊能委員長 木原実君。○木原委員 この機会に、出入国管理行政について二、三お伺いをいたしたいと思います。今度の設置法の中に、入国管理事務所を成田に移すという条項があるわけなんです。成田への移転はいつごろの心積もりでおるわけでございますか。



をやろうじゃないかとか、あるいはまたそれに類するような交流をやろうじゃないかとか、私も多少朝鮮の事情等について知識を持った者といたしましては、確かに三十八度線をはさんでたいへんな変化だというふうに考えておるわけなんです。それならば、いままでも自由往来という考え方はないわけなんですけれども、たとえば一部、墓参に行く人たちには里帰りを認めた幾つかの特例措置がとられるようになってきた。これをもう一つ推し進めて、本国のほうで親族さがしをやっておるのならば、そういうケースは、日本に在留しておる北の人たちの中にも南の人たちの中にもあるはずなんです。そういう面については、少なくとも本国内部の動きを十分に考慮しながら、進んで日本政府としても便宜を供与をしていこう、これくらいの一步進んだ考え方を打ち出せないものでございませうか。いかがでございますか。

○前尾國務大臣 南北のいろいろな折衝なり関係については、私も非常に関心を持って、そしてそれに即応してできるだけのことをやっていきたいという考え方をしております。ただ、先ほど来申し上げておりますように、客観的にそういう事実がまだはつきりしていないというところ、またわれわれがあまりに先ばししてもいけない。私は率直に国内の事実も認め、そしてそれに即応していきたいというのが、ただいままでの私の態度であります。

○木原委員 くだいようですけれども、私は、特に前尾さんですから、これはもう御判断をいただきたいと思っております。従来はやはりかなりシビアなものがあつたわけなんです。しかし、繰り返すようですけれども、私たちは三十六年間にわたる朝鮮の領有の問題について、少なくとも北の人たちに対してはまだ何らの措置をしていない、そういうこともあるわけなんです。ですから、朝鮮が一日も早く分断をされない統一をした国家として安定をして、隣人、隣国として発展をしてくるよう願ひ、あるいはわれわれの必要

な協力、あるいはまた必要な援助、少なくともこういふことをやる責任があると思ふのです。残念ながら、わが国の政治の方針なり、あるいは朝鮮内部のきびしい情勢なり国際情勢なり、そういうものにはばまれて、われわれがそれに対してのアプローチを試みるのが、ある意味ではあまりにも乏しかったと思ふのです。しかしいまや、中国の問題にいたしても、朝鮮内部の問題にいたしても、急速に変わらうとして居る。だからこれについて、やはりいままでも日本が一步進んで、幸いにして、戦後二十六年間こゝまで参りました。多少のゆとりも出てまいりました日本なんです。旧宗主国として持つておつた責任をこの際こそ果たしていこう、こういう善意の前向きで、そういうものがたとえ出入国管理行政の中においても生かされていってしかるべきじゃないのか。ましてや人間の往来というものは、政治の壁を、いままでの障壁を、やはり少しも突きくずしていく努力を行政面でも試みる時期が来ているんじゃないか、こういうふうに考えるわけなんです。ですから、本国の動きをもう少し見定めてという慎重な御発言は、了解はできませんけれども、しかし、もう一つ高い立場で判断をする時期に来ているのではないか、こういう考え方を持つておるのすが、いかがでございますか。

○前尾國務大臣 気持ちには、まさにあなたのおっしゃるとおりの気持ちを持つておるわけでありませう。したがって、決して私も、偏見を持つて考へたりなんかすることは絶対にいたしませんし、十分その気持ちは持つて仕事に従事しているわけでありませう。したがって、朝鮮、韓国内部の問題に即応しながら転換していこう、こういう考えでございます。お気持ちは十分私もよくわかつておりますし、私もそういう気持ちを持つておることだけは申し上げませう。

○木原委員 むずかしい問題があることはわかるのですけれども、どうぞひとつそういうことで前尾さんの大臣の時代に思い切つた前向きの方角だ

けは出していただきたい、こういうふうに考えるわけなんです。ただ、それにしましても、現に幾つかむずかしいケースがあるようです。先般、私どもの党の副委員長が平壤に参りました。その報告を聞いたわけですけれども、その中にも、何か昨年行事で平壤のほうに渡つた在日朝鮮人の人たちが、生活の本拠が依然として日本にあるわけなんです。帰りたいという人たちがたくさんいるらしいんです。そういう人たちが全く帰る道が失つて向こうに滞留をして居るといふような事実があつたのですが、これは出国をしていくときは、自由往来が禁止されている状況の中です。自由往来が禁止されて居る状況の中です。向こうで出向かされたと思うのですが、しかし、そういう人たちが帰してやる手だてというものは、具体的に考えられないものでしょうか。

○前尾國務大臣 ちよつとその事例、最近、新聞にあやまつて報道されたように思ふのであります。こちらから向こうに帰国するといふので、永久的に帰国するといふ申請を出して帰られた方が、こちらに帰りたいが帰れないといふような話、少し誤り伝えられておるんじゃないかと思ひます。これは、向こうに帰るといふ帰国申請だけが出たものでありまして、再入国をするつもりも申請でなかつたやに何つておるわけでありませう。それ以外にそういうような事例があるかどうか、まだ調べてみておりませうけれども、ただ、向こうに帰国するといふので出かけた人の再入国といふことはちよつと困難だと思ひます。

○木原委員 そういう人たちは、結局向こうから帰国をしたいといふ申し出があつても、いまの運用の中ではなかなか無理だといふことですか。

○吉田(健)政府委員 未承認国の人の日本に対する入国といふのはいろいろ制約がございませう。こゝとに分裂国家であるいまの北鮮と韓国との関係等もございませうので、北鮮からの入国につきましても、国際会議とか、スポーツとか、たとえば今度

行ないます札幌の冬季オリンピックとか、日本で国際会議があるときとか、その他学術的な問題とか、そういうような事例に限つて入国が許可されておる、こういうことになっております。

○木原委員 そうしますと、これは局長にお伺いしますけれども、いまかなり、経済関係、貿易関係、それから墓参、やや特例的な措置で北のほうに往来があるやに聞いておるわけなんです。が、いまそういうケースは幾つかあるんでございませうか。いままでもかなり往来がきびしかったわけですから、向こうの国籍を持つて居る人たちが往来を許可している、そういうケースは、どういふケースがございませうか。

○吉田(健)政府委員 経済関係では、現時点においてはまだございませう。これから日本との貿易が進み、いろいろな技術的な問題が起きてきたときに初めて問題になってくるのだからと思ひます。向こうからこちらへ墓参に見えたといふケースはございませう。先ほどのお話の、戦前から日本におられた在日朝鮮人の人が墓参に向こうへ帰られた、それでまた日本に再入国許可をもらつて帰つてこられたといふのは、先ほど大臣の言われましたように、人道的な考慮を払つて、そういう人たちにはだんだんこれを緩和して許可しておる、こういうことでございます。

○木原委員 そうですか。そうしますと、墓参のケースについては幾つか実現をしておる。それから経済関係については、これから何か具体的なものが起つた場合には考えられるといふことでございますか。こちらで商売をしておる向こうの国籍を持つておる人が、貿易上のことで平壤なら平壤へ渡る、その往来は、もう少し具体的なケースが熟してくれば開かれる可能性がある、こういうことでございますか。

○吉田(健)政府委員 ただいまの私のお答えいたしましたのは、主として先生の御指摘になつた、北鮮におる人が日本に入つてくる場合といふことでお答え申し上げたわけでございます。日本における朝鮮人の人が再入国するといふケースに関し

ましては、現在いろいろな制約がございます。結局、先ほど言いました墓参というより、人道的な考慮を払うべきものに限って現在許可しております。こういう状態になっております。

○木原委員 これは微妙なところなんですけれども、墓参については幾つかのケースができた。それでは、親族がしつといるようなことが、かりに来月とか再来月というような時点で起れば、これは人道的な考慮のワクの中へ入りますか。

○吉田(健)政府委員 これは確かに人道的なケースではあるのですが、一面政治的な要素も加味されてくるおそれがございまして、先ほど大臣から御答弁のありましたように、韓国と北朝鮮の中においてもまだいろいろの問題がございまして、その辺の解決が進んでおられない。わが国が、先ほど先んじて、わが国のほうだけが独走してそういう関係の人の往来、交流を認めるところまでにはなかなかいきにくいと思っております。

○木原委員 何か話を詰めるようですけれども、私も、南北会談には一人の日本人としても非常に期待を寄せている者なんです。たとえば、あの十八度線を超えての交流が始まる、こういうことになりまして、それは当然わが国の出入国管理の運用の上にも、善意の意味で反映をさせていく余地がある、こういうふうな考えをよろしくございませうか、どうでしょうか。

○吉田(健)政府委員 先ほど大臣のお答えになりましたように、情勢に即応して、先走らず、かつしかししつと向きにならないように、客観情勢に対応した措置をとっていきたくと考えております。

○木原委員 本国の中でそういうことが客観的に認められるような形で実現をしていけば、当然われわれとしても考慮しなければいけません。そういろいろに考えるのですが、それでよろしいですか。

○吉田(健)政府委員 その時点において私たちが真剣に検討しなければならぬと思っております。

○木原委員 私は、たいへん大きな転換の時期に来ておると思っておりますので、大臣の御答弁もいただきましたし、局長のいまのおこたもございまして、これはある意味では、私どもにとつては長い間の懸案だったと思うのです。したがって、いままでのいきさつはともかくとしまして、新しい情勢に十分に柔軟に対応していく。わけても法務省の人たちは、法の番人だけにたいへんがんこなところがありますから、これはぜひ大臣にひとつ改善をお願いいたしておきたいと思っております。法のたてまえがきびしく順守をされて、そして政治的に大きなものを失ったのでは国益にかなわない、私どもはこういう感じを持つわけでございますので、これはひとつ前尾さんのような方、大臣御就任の間に、何とか前向きな風穴のあくような方向を打ち立てていきたいと要望しておきたいと思っております。

それから、ややそれに関連をするのですが、これはちよつとケースが違いますが、具体的なケースで、実は韓国で、日本に永住権を持つておる学生、徐勝さんというのですか、スー・スンという発音だそうでございますけれども、そういう方が北朝鮮のスパイ容疑で逮捕をされて、先般何か向こうの法廷で死刑の宣告を受けた。これについて、その青年の大学の先生たち、あるいは級友たちが、非常に心配をいたしました。何とか寛大な措置をとらうので、大統領その他に嘆願書を出す、こういうような動きがあるそうでございます。これは新聞等にもその概要が何回か報道されておりますけれども、そういうことで、最近私のところにも関係者の方々が陳情にお見えになりました。

事情を聞いてみますと、これはたいへん微妙なことなんですけれども、その中で、この死刑の判決を受けた徐勝という青年は、これは前尾さんの漢字区なんです。それから教育大学、それが卒業してから在日韓国人としてソウル大学に入学をしておる、こういう経歴の持ち主なんです。

うです。ところが、死刑の判決を受けました容疑というのが、いわゆる北のスパイ事件だ。何か北のほうでスパイ教育を受けていろいろと大学の工作をやった、そういう容疑なんです。その容疑の中に、実はこの青年が、日本から北朝鮮に入り、さらに日本を通じて韓国に入った。別の人は、六八年ですか、それから七〇年と、二度にわたつてそういうケースで韓国に潜入をした。あるいはまたこの人は、もう七〇年に何かそういうケースで韓国に入っている、こういうことが何かきびしく問われているということなんです。しかし、出入国に關してはかなりきびしい管理をやっているはずなんです。そういう日本を一つの中継基地みたいにして、いわばそういう行動といいますが、あるいは密出国、密入国という形になるわけなんです。そういうことが考えられるのでございませうか、どうでしょうか。

この事件の内容はともかくとしまして、日本から北朝鮮に渡り、北朝鮮からまた日本に帰つて、そして韓国に入った、こういうケースがあげられておるわけなんです。

私は、もしそういうことが指摘をされているということになれば、これはまあ日本は密入国天国みたいな感じがするわけなんです。この人は、いざいざと大学に在籍をしていて、そうして卒業すると同時にソウル大学に入学しております。それから、経歴の上で見ますと、北に行つたり日本に來たりいろいろなことは考えられないわけなんですけれども、何かこうそういうことで容疑に問われ、それから死刑の判決を受けるというふうなことになると思います。少なくとも日本に永住権を持つ韓国人、しかもそれがそういう形の往来をやっているとなつて、私も一人の日本人としまして、一体出入国管理令はそれほど権威のないものか、こういうふうな考えをわけなんです。いかがでしょうか。

○吉田(健)政府委員 ただいまの徐兄弟の問題に關しましては、まず第一に、この人たちが日本に永住する許可が与えられておつたとして、

外国人であることは間違いないわけでございます。日本人ではございません。外国人である以上、その所屬する国家の法律、あるいはその国家の統治権、司法権の支配下にあるのも、これまた当然でございます。それがその国へ行つておる場合に、当然、その国でもし法に觸れるならば処断を受けるといふのは、これはやむを得ないことであらうかと思つておる。もちろん私のほうは詳細はまだ承知いたしておりませんが、向こうの処断されたことがどうであるのかということについては、見解を言うのは差し控えたいと思つておる。

それから、この兄弟は日本に本拠を持っておりまして、韓国に留学に行きたいといふので向こうに勉強に行つたといふことでもございまして、その出国経路の詳細につきましては、わが国の出入国管理令によりますと、日本から出国の事由がありまして出ていくところまではチェックいたしますが、一たび国外に出た後は、別に尾行をつけているわけでもございませぬし、どういふふうに進んでおるのか、どういふ経路をとつて、またどういふことをしたかといふことは、われわれ関知しないわけでございます。

そこで、最後に御指摘の、日本から北朝鮮へ行つて、それからまた韓国へ入つて、そうしてそれが処罰の対象になつたのではないか、この点、私は承知しておりますが、お互いに好ましい人であれば、おつしやるように、日本を中継地として北朝鮮と韓国との人が、お互いに好ましい人であれば別でございますが、相互が好ましくないと思つておる人たちがお互いに行き來をするということになりますとまさに問題でございまして、そういう点もありますので、先ほどからの出入国とか再入国という問題に關しましては、私たちが非常に厳正にやらなければならぬ点もあるといふことで注意しておるわけでございます。判決の内容の詳細につきましては承知しておりますので、どういふ経路でどうなつたかといふことにつきまして

は、私たちがここで意見を申し上げることはできないと思います。

○木原委員 そうなんです。われわれも、外国の裁判の中心について何ら言う権限はありませんし、ましてや政府の立場からも言えるものではないと思います。ただ、報道やあるいは関係の人たちが、裁判の傍聴等に行ってもたまたました資料等によりまして、私も一番引つかかるのは、やはりこの出入国管理に關連をして、どういふケースかわかりませんが、少なくとも容疑の対象になっておる事実關係の中に、日本から北朝鮮に渡り、北朝鮮から日本に帰り、そして韓国に潜入をした、こういうケースが指摘をされておるので、そうなりますと、ある意味では、いままで相當きびしくやってこられたはずの出入国管理行政の運用について、私はやはり問われているというふうな感じがするわけなんです。それほどうささんだ、たのか、私もがぶつかつたときにはずいぶんきびしかったはずなんですが、こういう感じがするわけなんですけれども、どういふんですか、状況としてもそういうケースは考えられるのでしょうか。

○吉田(健)政府委員 わが国は四方を海に囲まれておられますので、密出入国という問題は、私たちは全力をあげてできるだけ防止するようにはいたしておりますが、そこにおのずから限界がございます。現在でも検査しておる者は相當でございますが、しかし、われわれの目の届かない姿で密出入国が行なわれておるといふのは、これは現実にあるといふことは存じております。しかし、これはどこまでそれを捕えらるるかという、私たちの人員といふいろいろな物理的な問題がございます。確かに、非常に不適当な密入国を見ることが——見のがしたというわけではございませんので、私たちは嚴重にやっておるわけではございませんが、特にこの兄弟について何か特別にどうかしたとか、これを見のがしたのではないかと、そういうことは毛頭ございませぬ。全力をあげて密出入国の防止には努力いたしておるわけではございません。

す。

○木原委員 それは、考えられるとすれば密出入国ということになるわけなんですけれども、私たちは少なくとも隣國の裁判の中で、日本を出たり入ったりするケースが直接の動機になって一人の青年が生命を失う措置を迫られておるといふようなケースを考えますと、何かあらためて、どうも出入国行政のワクの中でたいへんな一つの穴があるのではないかと、この感じが抱くわけなんです。密出入国なら、非合法に出入りしたというなら、非合法に出入りしたということも明らかにしてくれればいいわけではございません。しかし、そういうことは必ずしも言っていないで、日本から北に渡り、北から日本に帰り、それからまた日本から韓国に潜入をしたのだ、こういう指摘なものですから、ある意味では私もとしてはたいへん心外に考えたいわけなんです。そうしますと、こういうケースがあるとするれば、管理行政のワク外といえますか、密出入国ということしか考えられないというわけではございません。

○吉田(健)政府委員 そうだと思ひます。ただ念のため申し上げますが、日本からの密出入国を私たちが取り締まっておりますし、もしそれが発見された場合には、日本の法令によつてこれを処断しておるわけでありまして、単に北朝鮮へ行つたからということだけで、日本の出入国がおかしかつたからという理由で韓国の法廷で判決を受けているのではないといふふうに承知して、おります。北朝鮮において行なつた、韓国に対する反共法に触れる活動が事の中心になっておるといふので、その点は、私もほかに何ら關係のない問題と御了解いただきたいと思ひます。

○木原委員 わかりました。これは外国で裁判を受けておることですから、特に政府の口からこれ以上のことをご聞きたいと思ひませんが、たまたまそういうケースが容疑の一つの素材として問われているということになりますと、ちよつと私もどうも黙つておるわけにはいかないと、感じましたので、お伺ひいたしました。

それから、問題をもう一つ変えまして、これは大臣にお伺ひしたいのですが、先般報道によりまして、例の過激派学生に対する対策の一環としておる過程をテレビが報道をした、あるいはテレビ等で、過激派学生がある意味ではきわめて不穩当な発言をしておること等を取り上げて、そういうことを報道することについて一定の規制を考へるべきではないかと、話し合ひがあつたといふふうな承つておるわけなんです。私は十二チャンネルのその報道を実は見ておりませんが、そのことの内容の問題は取り上げるわけにはまいりませんが、方向として大臣にお伺ひしたいと思ふので、何かそういう措置をしなければならぬという状況でございますか。

○前尾國務大臣 率直に申し上げて、最近不穩當だと思はれる放送が二、三あつたように思ひます。放送法から考えましても、少なくとも公序良俗に反しておるんじゃないか。ただ、それが放送を通じてやられておるので、はたして放送者に故意なり過失があつたかどうかといふような問題もありませんので、またその規制をやるのはいかどろか、そういうふうなことが議題になりました。いろいろ研究しようといふことになっておる。最近そういう段階でありまして、改正すべきであるとか、また、どういふふうな方法がいいか、あるいはこのままで——率直に言へば、自衛していただくことが最も望ましいことであるとするなら、ことに番組審議会とかそういうものもありませんから、そういうところで十分に自衛して、あるいは事足りるのか、そういうふうな点を十分に研究してみようではないか、こういう段階でございます。

○木原委員 そうしますと、これはもう御承知のとおり、非常に微妙で、しかも非常に重大な問題を含んでおると思ふのです。公序良俗に反する云々という御指摘もございました。それは、われわれがかりにテレビを見ておるにしても、まことに

に見るにたえないといふようなものにもぶつかつたわけなんです。しかし公序良俗に反するといふ限界なり、あるいは判断なりといふことは、もうきわめて主観的な要素も入りやすい。客観的に言ひましても、見る人によつてまた違つてくるのか、こういう言論報道の自由といふことを憲法上非常に大きな前提にして成り立っているような民主社会の中では、これはきわめて判断がむずかしいところだと思ふのです。ですから、それを法によつて規制をするといふことになりまして、これまたもう一つむずかしいと思ふのです。ですから私は、たまたま与党なりあるいは政府の關係者の人たちが、そういうことを議題にして話し合ひをしたというだけで、政府は取り締まる権限を持つておる立場ですから、これはやはり言論や報道に携はる面に対してはかなりの政治的な圧力になつてくるのではないかと、どういふふうな判断をせざるを得ないほど微妙でかつ重要な問題だと思ふのです。したがって、重ねてお伺ひをするわけなんです。そういう問題について研究をしていかなければならぬまい、どういふふうな御判断になつたといふことなんでしょうか。それは研究をしていくといふ体制はおとりになるのですか。いかがですか。

○前尾國務大臣 まだ、研究をする体制をどういふふうにつくるとか、そんなところまで話はいつておりません。率直に言つて、客観的に見ても、だれしも公序良俗に反しておるんじゃないかと思はれるようなものが放送されておる。その点についてどういふふうな考へていらっしゃるのかどうかというふうな段階で、これは率直に言ひまして党内でいろいろ議論があるのです。それを、事実あります議論に対して、どういふふうな考へ方をとつていくべきかといふことから始めて、みんな研究してみようじゃないかといつて別れたといふことではございません。また、組織的に研究するとか何とか、そんな段階には至つておりません。

○木原委員 これは従来も、ケースは違ひますけれども、全然なかつたわけではないと思ふので

す。ただ私は、これまた、自由主義者、リベラリストとしての前尾さんに期待をいたしたいわけなんですけれども、この種の問題、特に言論、報道というよりな問題については、法や力をもって本来対処すべき問題ではないのではないかとこの考えを持っているわけなんです。なぜならば、かりに公序良俗という一つの基準を立てても、これ自体たいへん主観的な要素が入りやすいという側面がある。しかし何よりも、報道とか言論とかというものについては、自衛を求めるといふこと自体が、私はある意味では圧力だと思ふのです。そうではなくて、言論とかあるいは報道とかいふことについては、これはもうそれを受けとめる側の判断によつて、ある意味では淘汰をされていく、ある意味では取り上げられていく、こういう性格のものだと思ふのです。ですから、かりにも法によつて、力によつて、いかなるものが行なわれても対処をするという筋合いのものではなくて、そういう意味では国民の良識を信頼するしかないかという問題だと思ふのです。ですから、こういうものをまき散らされたのでは困るとか、政府や与党の方々が考えられなくても、しかしそれ以上に、国民がそんなものはだめだと思ふば、そういうものは消えていくわけなんです。少なくとも国民の多数が、あんな放送をやっておかしいじゃないかと言へば、そのチャンネルは視聴率が下がっていくという法則が民主社会の中にあるわけなんです。ですから私は、いまの社会の中で多数の国民の良識に信頼を置く以上は、法によつてこの種の問題は対処すべき問題ではないのではないのか、こういうふうに考へるわけなんです。ですから、報道のしかたや何かで他に定められた法に該当するという側面があれば、これはまた別でだけれども、少なくとも新しくそういうものを提起していくというところについては非常に疑問を持つ、こういう考へ方を持っているのですけれども、いかがなものかと思ふように思います。

○前尾國務大臣 原則として、おっしゃることに

ついて私は別に異論を持つわけありません。ただ、最近の二、三の例は、いまままでに全くなかったような、三人では殺し足りなかつたというよりなことが堂々と行われて、あんなことを言っているんだらうかとみんなの人が非常に奇異に思つておる。むしろその点では、われわれがいかにも怠慢であるのじゃないかといつてなじられてもしかたがないような感じがするのであります。そういうような点について、現在の法の制度がどうなつておるかとかいふことを、私としては説明をしたにすぎなかつたわけでありまして、もちろん、言論の自由を擁護するといふようなこと、あるいは抽象的に公序良俗の問題が片づくなどとは絶対に思つておりません。

○木原委員 一部過激派学生がいろいろな過激な行動をとつておることに、私はやはり法に照らしてきびしく対処すべきだと思ふのです。しかし、それがマスメディアを通じての報道や言論というワクの中で行なわれることについては、これはやはり言論には言論をもつて対処する。政府に言ひ分があるならば、政府はそれに反発をしていく。あるいは与党の方々の中で、けしからぬという考へ方を持った人たちは、けしからぬという声をあげられる。そういうことの中で淘汰をされていくべき性質のものだと思ふのです。ですから、それをたてにとつて、少なくともそれを報道した、放映したというメディアに対して、何か新しく法によつて一つの措置を考へるといふことになる、やはり当然別個の問題になると考へざるを得ないわけなんです。ですから私どもは、やはりそれを理由にして、一つの言論に対する力の挑戦が行なわれる芽が出るのではないのかと心配をせざるを得ない、そういうふうに考へるのですが、重ねていかがでしょうか。

○前尾國務大臣 おっしゃる通りに、われわれの考へ方も一緒にして対処をするとか、あるいは片一方にそういう対処があつてこつち側に対処がある、そういうことであるといふんですが、そうではなしに、対談の形式によつてこれを一般の人が見

るわけなんです。二人だけが話しているならいいが、その話しているところを一般に聞かれたときには、どうも不穏当だといふような場合にはどういふふうに法律的に考へていふものかどうか、そういうような点をいろいろ今後研究していきませんといへない。いわゆる情報化社会に適応性を持たなければならぬという意味合いからいろいろ研究しようじゃないか、こういう意味合いであります。

○木原委員 これはもうこれ以上申し上げませんけれども、私はやはり、いろいろないまの社会の激しい動きの中で、言論あるいは報道あるいはマスメディア、そういうワクの中で起こつた問題に對してあらためて対処をしようといふのは、いろいろな意味で危険な要素を持つと判断をしておる者の一員なんです。ですから、繰り返すようですけれども、過激な、行き過ぎた行動に對しては、当然やはりいままでの法をもつてきびしく対処をする。しかし、報道あるいはマスメディアにあらわれるものは、そのいわば間接的な反映だと考へるわけなんです。ですから、どこまでも報道や言論に對してはそのワクの中の処理を期待する、こういうこと以外にないんじゃないか。それ以上に、法をもつて、力をもつて何らかの形で公序良俗を守つていこうという意圖を持たれると、そこから全然別個の問題が出てくる、こういうふうに判断をせざるを得ないわけなんです。

したがうして、これから研究でもしていこうかというお気持ちのように承つたわけなんですけれども、持つておる問題の深刻さ。それから、くどいようですけれども、半鐘が鳴つたから火事があるんではなくて、政府としては、その火事の大部分を消すという努力はあつてしかるべきだと思ふのです。しかしながら、その反映として、たとえばかりに半鐘を鳴らした方を法によつて取り締まりましても、ある意味では問題の根源は解決しない、こういう感じも持つわけなんです。したがうして、この種の問題の取り扱ひにつきましても、慎重の上にも慎重を、できることならば、研究をするという話し合いをした、そういう段階で実は

とどめていただきたいと思ふのです。それよりもお互いに政治の中で、行き過ぎた、社会的な衝撃を与えるような過激な行動に對しては、これは追及をしていく。やはりこういう政治の本来の姿に返つて、いやしくも言論や報道については、かりにその中に行き過ぎがあつたと判断されるようなものがあつたにしましても、それは、国民の良識と、あるいはまた、報道やその他の任に携わる人たちの最終的な良識を信じてという了解の上に解決の道を見出していく。そうでなければ、民主主義の社会といふものは成り立たないという感じを抱くわけなんです。そういう意見を申し上げておきまして、重ねてひとつ大臣の御見解を承りまして、終わりにいたしたいと思います。

○前尾國務大臣 私ももちろん、法律で規制するなんというのは下の下で、最終のあれだと思ふんですが、しかし、率直に申しまして、良識のある人が聞いて、これはどうもおかしいといふようなことが行なわれておるものでありますから、その点について、それを是正させるというか、是正してもらつて、それにはどういふ方法があるか。もちろん、法律規制をやるのは最終の段階でありまして、それ以前にいろいろな手があると思ひます。そういうようなことをまだいろいろと研究しようじゃないかという段階でありますから、そういう意味におとり願ひたいと思ひます。

○伊能委員長 この際、伊藤惣助丸君の法務省設置法の一部を改正する法律案に対する質疑に先立ちまして、沖繩開発庁設置法案、国家公務員法等の一部を改正する法律案、及び沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を求めます。山中総理府総務長官。



沖繩開発庁設置法案

沖繩開発庁設置法

(目的) 第一条 この法律は、沖繩開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置) 第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖繩開発庁を設置する。

(任務) 第三条 沖繩開発庁は、沖繩(沖繩県の区域をいふ。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限) 第四条 沖繩開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づき命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第...号)に基づく沖繩振興開発計画(以下「振興開発計画」といふ。)の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。  
二 振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。  
三 振興開発計画の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

四 関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務(科学技術庁又は環境庁の所掌に属する事務を除く。)を行なうこと。  
五 前各号に掲げるもののほか、沖繩振興開発特別措置法の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)

六 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第百六十号)及び沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第...号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。  
七 沖繩開発庁の所掌行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舍その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。  
八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき沖繩開発庁の所掌に属させられた事務を行なうこと。

(内部部局及び所掌事務) 第五条 沖繩開発庁に、次の二局を置く。  
総務局  
振興局

2 総務局においては、前条第一号に掲げる事務、同条第五号に掲げる事務(振興局の所掌に属するものを除く。)、同条第六号及び第七号に掲げる事務、沖繩振興開発審議会の庶務に関する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しないその他の事務をつかさどる。  
3 振興局においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務及び同条第五号に掲げる事務(沖繩振興開発特別措置法第六条から第八条まで及び第四十八条の規定に係るものに限る。)をつかさどる。

(長官) 第六条 沖繩開発庁の長は、沖繩開発庁長官とし、内閣大臣をもつて充てる。  
2 沖繩開発庁長官(以下「長官」といふ)は、沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。  
3 長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告

に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。  
七 沖繩振興開発審議会(沖繩振興開発審議会を置く。  
2 沖繩振興開発審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖繩振興開発特別措置法の定めるところによる。  
(地方支分部局) 第八条 沖繩開発庁に、地方支分部局として、沖繩総合事務局(以下「総合事務局」といふ。)を置く。  
第九条 総合事務局は、沖繩における次に掲げる事務を分掌する。  
一 第四条第一号、第二号及び第八号に掲げる事務  
二 次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務  
イ 公正取引委員会の事務局の地方事務所  
ロ 財務局  
ハ 地方農政局  
ニ 通商産業局  
ホ 海運局  
ヘ 港湾建設局  
ト 陸運局  
チ 地方建設局  
三 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第六十一条第五号、第八号及び第九号に掲げる事務、同法第六十二条第一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第二号に掲げる事務(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。)、同条第三号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第三号の二に掲げる事務(国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するものを除く。)、同条第四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第七号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に

係るものに限る。)、同条第八号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。))並びに同法第七十七条第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号、第七十八号第一号、第四号及び第五号、第七十九号並びに第八十条第二号に掲げる事務  
2 前項の事務のうち、同項第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び同項第三号に掲げる事務については当該事務に関する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。  
第十条 沖繩における前条第二号に掲げる事務に関しては、政令で定めるところにより、総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に關し必要な事項は、長官と関係行政機関の長が協議して定める。  
3 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所掌する行政機関の長が告示するものとする。  
(総合事務局の位置及び組織) 第十一条 総合事務局の位置及び組織は、政令で定める。  
(事務所) 第十二条 総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置くことができる。  
2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。  
附則

(施行期日) 第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定

に係るものに限る。)

に係るものに限る。)

に係るものに限る。)

に係るものに限る。)

に係るものに限る。)

に係るものに限る。)

は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

(所掌事務に関する暫定措置)

第三条 沖縄開発庁は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務をつかさどる。

2 総合事務局は、第九条第一項の事務のほか、沖縄における前項の事務を分掌する。

(沖縄・北方対策庁設置法の廃止)

第四条 沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)

第五条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第六条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改める。

第三条第三号中「沖縄(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下同じ。及び」を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 北方地域に関する事務を行なうこと。

第二章第三節中第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(北方対策本部)

第十六条の二 総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五 前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六 北方領土問題対策協会の監督すること。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官たる國務大臣をもつて充てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を総括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣総理大臣の指名する総理府総務副長官をもつて充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。

9 この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の表中 「沖縄・北方対策庁」 「沖縄・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)」 を 「沖縄開発庁」 「沖縄開発庁設置法(昭和四十六年法律第 号)」 に改

める。

(大蔵省設置法の一部改正) 第七條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の三第一項中「職員」の下に「(沖縄総合事務局において財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。)」を加える。

(農林省設置法の一部改正) 第八條 農林省設置法の一部を次のように改正する。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

(営林局及び営林署の所掌事務の特例) 第七十一条 営林局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについては第六十七条の規定の適用については、同条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」とあるのは「営林に

ついての技術相談並びに森林治水事業の実施」とし、営林署の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについては前条第一項の規定の適用については、同項第二号中「営林を指導すること」とあるのは「営林についての技術相談に関すること」とする。

第七十二条 削除

(港湾整備特別会計法等の一部改正) 第九條 次に掲げる法律の規定中「北海道」の下に「又は沖縄県」を加える。

一 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号) 第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

二 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第

る。 第十七条中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

(二十五号) 第三条第一項

三 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号) 第三条

四 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号) 第四条第二項第一号及び第二号並びに第七條第三項

理由 沖縄における経済の振興及び社会の開発を図るため、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法等の一部を改正する法律案 国家公務員法等の一部を改正する法律 次に掲げる法律の規定中「三年」を「五年」に改める。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号) 第一百八条の六第三項

二 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号) 第七條第三項

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十五條の二第三項

四 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号) 第六條第三項

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由  
職員団体等の運営の実態にかんがみ、職員が職員団体等の役員としてその業務にもつばら従事することが出来る期間を三年から五年に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律

第一条 この法律は、沖繩（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるものほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

（防衛庁職員の給与等の特別措置）

第二条 琉球政府の職員のうち、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第九号。以下「一般法」という。）第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用を受けることとなる職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二条の規定により防衛庁の職員（一般職の国家公務員である者を除く。）となつた者については、当該琉球政府の職員としての公務を防衛庁職員給与

法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをすることができる。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（人身損害に対する見舞金の支給）

第三条 国は、沖繩において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖繩の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けなかつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例）

第四条 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三十五号）第四条の規定の沖繩県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村で」とあるのは「沖繩県又は沖繩県の区域内の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

（軍関係離職者に対する特別給付金の支給に関する特例）

第五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百十七号）第

二条に規定する軍関係離職者である者のうち同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二号第一号に係る駐留軍関係離職者である者として、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。

（政令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、防衛庁関係法律の沖繩への適用についての経過措置その他沖繩の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖繩において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

那覇防衛施設局

那覇市

附則

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理由

沖繩の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（防衛庁設置法の一部改正）

第七條 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五條中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）第三條の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一條第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第四十四條中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律第三條の規定による見舞金に関する事項。

第五十四條第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

沖繩県

○山中国務大臣 たいだいま議題となりました沖繩開発庁設置法案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

わが国民多年の悲願である沖繩の祖国復帰がいよいよ明年に実現する運びとなつたことは、国をあげての喜びであります。

沖繩は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖繩県民十万余のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間沖繩百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至つてまいりました。祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生きてこられた沖繩県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への憤いの心をもつて事に当たらるべきであると思ひます。祖国復帰というこの歴

史的な事業の達成にあたっては、各般の復讐諸施策をすみやかに樹立し、かつ、沖縄県の将来についての長期的な展望を明らかにして、県民の方々が喜んで復讐の日を迎え得るような体制を早急に整えることを政府に課せられた責務であります。

このような観点から、沖縄の祖国復帰の円滑な実現と明るく豊かで平和な沖縄県の建設こそ沖縄復帰の基本的な目標でなければならぬと存じます。沖縄が戦争で甚大な被害をこうむり、かつ、長期間米国の施政権下にあった事情に加え、本土から遠隔の地にあり、多数の離島から構成される等各種の不利な条件をになっていることに深く思いをいたすとき、まずその基礎条件を整備することが喫緊の課題であり、進んでは、沖縄がわが国の東南アジアの玄関口であるという地理的条件と亜熱帯地方特有の気候風土を生かし、その豊かな労働力を活用して産業の均衡ある振興開発をはかることが必要であると考へます。

今回、沖縄開発庁を設置しようとする趣旨は、このような沖縄の振興開発に関する国の諸施策を積極的に推進し、豊かな沖縄県づくりに政府が直接の力添えをするための体制を整備することであり、このため、総合的な計画の作成並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進に当たることが主たる任務とし、国務大臣を長とする沖縄開発庁を総理府の外局として設置しようとするものであります。

なお、政府は、沖縄の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない、ここに成案を得て国会の御審議をいただく運びとなつた次第であります。

以上が、本法案を提案した理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

第一は、沖縄開発庁の所掌事務及び権限に関する規定であります。

査並びに振興開発計画の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整及び推進に当たるとともに、関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積もり方針の調整を行ない、及び当該事業のうち沖縄の振興開発の根幹となるべき社会資本の整備のための事業に関する経費を沖縄開発庁に一括計上し、各省庁に移しかえる等振興開発関連予算についての権限を同庁に与えることについておきます。また、このほか、この法律の附則において、沖縄の復帰に伴い沖縄の特殊事情にかんがみ、政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務を当分の間沖縄開発庁に行なわしめることについておきます。

第二は、沖縄開発庁の内部部局に関する規定であります。

沖縄開発庁には、内部部局として、総務局と振興局を置くことにし、総務局においては、主として振興開発計画の作成及び調査並びに沖縄振興開発金融公庫法に関する事務を所掌し、振興局においては、主として振興開発計画の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整及び推進の事務を所掌することにしております。

第三は、沖縄開発庁長官は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができることについておきます。

第四は、沖縄開発庁に、付属機関として、沖縄振興開発審議会を置き、沖縄の振興開発に関する重要事項について調査審議することになっております。

第五は、沖縄総合事務局の設置及びその所掌事務等に関する規定であります。

沖縄県民の便益に資するため、許認可、補助金交付等の行政事務あるいは沖縄の振興開発に関連する建設工事等について、沖縄現地に関係各省庁の通常のブロック機関の長の有する権限をおろし一元的な事務処理を行なうため、沖縄開発庁の地方

支分部局として沖縄総合事務局を置くことについておきます。

総合事務局は、沖縄開発庁の所掌事務の一部を分掌するほか、公正取引委員会の事務局の地方事務所、財務局、地方農政局、通商産業局、海運局、港湾建設局、陸運局、地方建設局等の地方支分部局において所掌すべきものとされている事務その他民有林及び水産関係の事務の一部を分掌することについておきます。また、これらの地方支分部局においては所掌すべきものとされている事務等については、当該事務に関する主務大臣または公正取引委員会が総合事務局の長を指揮監督することについておきます。

なお、総合事務局の位置及び組織については、別途政令で定めることについておきます。

第六は、沖縄開発庁設置法は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することにし、また、この法律の公布に際しては、法律の内容については沖縄県民に対し周知徹底をはかるため、内閣総理大臣は琉球政府行政主席に通知することについておきます。

第七は、沖縄開発庁設置法の施行に伴い従来の沖縄・北方対策庁設置法は廃止されることになり、また、北方領土問題に関する事務につきましても、新たに、総理府の機関として、総理府総務長官たる国務大臣を長とする北方対策本部を設置して、沖縄・北方対策庁が所掌する北方領土問題に関する事務をこれに引き継がせ、本問題の解決の促進をはかるため、この法律案の附則において総理府設置法の所要の改正を行なうことについておきます。

以上述べましたことのほか、沖縄開発庁設置法の制定に伴い必要な関係法律の整備に関する規定を附則に設けることについておきます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。この法律案は、沖縄県の自治権を最大限に尊重しつつ、新しい沖縄県の伸長、発展に取り組み政府の基本姿勢を明確にするためのも

のであることを申し添えておきます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、国家公務員法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行法のもとにおいては、国家公務員等の職員は、本来その職務に専念すべき義務を有していることから、職員団体等の業務にもつばら従事することが原則として禁止されておりましたが、特に所轄庁の長等が相当と認めて許可を与えた場合には、職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲で職員団体等の役員としてその業務にもつばら従事することができるとされておりました。

この在籍専従の期間については、本年十月十一日、第三次公務員制度審議会会長から同審議会の全委員の一致した意見として内閣総理大臣あてに、「公務員等の在籍専従期間の制限については、現行法の定める三年を五年に改めることが適当である。」との答申が行なわれました。

政府は、この答申を尊重し、さらに最近における職員団体等の運営の実態をも考慮して、在籍専従の期間を現行の三年から五年に改めるための法改正を行なうこととし、この法律案において、国家公務員法、公共企業体等労働関係法、地方公務員法及び地方公営企業労働関係法の関係各規定をそれぞれ改正しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○伊能委員長 西村防衛庁長官。

○西村(直)国務大臣 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案の提案の理由と内容の概要について御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものであります。



しておられますが、詳細については、また後刻御報告したいと思います。

○伊藤(總)委員 それではまた後刻、その問題については大臣から御見解を承ることを約束しまして、次の質問に入りたいと思います。

といいますのは、前国会においても、この設置法の前の段階で乗機の措置所を移転するという問題が法律案として出されたときに、私はいろいろな角度から質問したわけでありまして、最近のあと土地利用を見てまいりますと、ここで述べられた政府委員の答弁とはだいぶ違つた方向に、あるいはまた計画というものがたいへんおくられていくような、さらには、あと土地利用を推進している新都市開発センターというものが、内部事情というものはよくわかりませぬけれども、いままでですらに三回ほど役員が交代している。いまだにその構想というものはつきり示されていない。しかしながら、地元においては、来年四月に着工するんだというふうな話も伝わっている。現在、約二万坪のあの土地は、建物を取つたいへんきれいなつたわけでありまして、風が吹くたびに近所にごみのようなものをひどく飛ばして、もうすでに公害を出している、こういう地元の苦情もございまして、きょうはこの問題については、政府委員の方にしかと、どのような経過、またどのような過程で取り組んでいらっしゃるのか、明確に御答弁いただきたいと思つておられます。

○伊藤説明員 旧東京拘置所のあと地につきましても、すでに御承知のように、数個の事務所を建築をいたしましたものと交換をするという契約をいたしましたので、その契約に基づきまして、本年の四月までに一切の契約の履行が終つてまいりました。東京拘置所のあと地は本年四月七日に新都市開発センターに引き渡したわけでございます。したがって、法律上あるいは形式上は一応国の手を離れたという関係になるわけでございますが、前国会で当時の法務大臣も申し上げましたように、この土地につきましては、長年の法務省の刑務施設があつたところでございます。その行く

えについては深い関心を持たざるを得ないところでございます。そういう意味におきまして、いろいろ地元の御要望、あるいはいろいろなところで御議論になります御意見、いろいろなものは逐一同会社に伝えまして、要望をしながら、よく見守りながら建設を進めていっていただく、こういう態度でおるわけでございます。

そういう態度で見守つておりましたのでございますが、現状を申し上げますと、先ほど申し上げますように、四月七日に引き渡しを完了いたしました。引続き同会社におきまして、この上に建つておりました旧東京拘置所の建物の解体撤去をいたしました。先般これが全部完了いたしました。現状は、ただいま御指摘のとおり、外へいを除きましてさら地になつておるはずでございます。今後の予定といたしましては、これを用途指定がつけられておるところの都市計画事業に供用するための工事を始めますために、掘さく作業が間もなく開始される予定でございます。

さてその上にどういふものが建つかという点でございますが、現状において、私どもがいろいろ場所を申し上げられる事柄といたしましては、一応当初の計画どおり、あそこに人工地盤のようなものをつつて、地上三階以下を公共部分、すなわち駐車場、バスターミナル、それから高速道路のインターチェンジに使う。四階から上につきましては、一応三十六階建てのビルを二本建てする。こういう計画になつておるといふふうに申し上げざるを得ないわけでございます。

先ほどちょっと御指摘にございましたように、その後の情勢の変化、特にこの会社は、ビルを建てまして、その中で自分でホテルをやつたりいろいろな公共の施設を経営したりするということではなく、いわばビル貸し業のような企業形態を営むことを目的としておりますので、いわゆるテナントの選択等がまず基本設計に先行するわけでございます。そういうテナントとの内々の交渉等をいたしておりますために、その過程で構想が若干変わることも考えられる。それで昨日も、御質

問の御通告をいただきましたので、同会社の責任者に尋ねてみましたところ、その構想は当初、御指摘のように、十一月の初めごろ完成する予定であつたけれども、まあ率直にいつて、最近の経済事情等を反映してテナントの意向も多少変わつてきている関係等もあつて、ややおくられている、十二月に入るのではなからうかというのを申し上げておられます。その間、すでに地元の豊島区から御要望が出た点も数点ございまして、これらにつきましては、前国会当時の大臣からもしかと要望をいたしておりました、それを前向きに組み入れて構想を立てたい、こういうふうに申し上げておられます。なお、そういうものを組み入れて構想を立てました上で、なるべくすみやかに地元の方とお話し合いをして円満に処理をしていきたい、こういう段階のようでございます。

○伊藤(總)委員 あなたから聞くとなかなか話はわかるんですが、実際現場に行きまして、その会社の責任ある重役の方とか、地元とか、あるいはマスコミの方々なかなかいろいろ聞いてみますと、あなたのいまの話の構想とは全く違つたことですね。三十六階を二むね建てるといふことは私も承知しております。しかしながら次の段階では百階にする、こういうことも大きく新聞に出ておられます。そういう考え方はどうなんだと聞いたところ、あるといふんです。これは新都市開発センターの方です。その後、地震が来るだろうからというところで、六十階ぐらいが妥当じゃないかと、いろいろな話も聞いている。そのことも新聞に出ておられる。こちらからは用途指定も出ていたのですよ。いつごろ完成するかという時期もある程度きまつておるわけですよ。それが三十六階を二むね建てるといふこと、四十九年でしたね。あとで何したいと思つておられる。いまから着工しても間に合はないぐらいに思つておられる、なおかつ向こうのほうは、百階か六十階かわかりませぬけれども、非常にあいまいで、いま課長が言うようなことは全く違つた方向のものを現在設計しているような状況だと思つておられます。

そこで私は、やはり計画というものはそんなに変わつてはいけないと思つておられます。また変わるものであれば、最初から変わらないものに近いものを出して、それを政府がよく見た上で払い下げたり等価交換なりすべきではなかつたかと私は思つておられますが、このままそれで考えていますと、だいぶ違つたわけですが、その点は非公式に話が あつたのかどうか。また、そういう事実、そういう報道を知つていらっしゃるのかどうか。

特にバスターミナルの問題については、現在ですら高速道路は満員です。そこに一日に二百台も入つてくるのであれば、またあの高速道路がたいへん麻痺するのじゃないかという心配も地元はしているわけですよ。しかもそこにバスターミナルができれば、たいへんなバスの公害が発生するんじゃないか、こういうことをいまいわれているのです。その辺はどうなんですか。

○伊藤説明員 御指摘のように、新聞紙等を見ておられますと、百階建ての構想があるという話が出たり、あるいは五十階以上のビルを建てるといふ話が出たりいろいろしております。そういう点も、新都市開発センターに問いただして見ましたところ、大ぜいの株主がおります。取締役も大ぜいおられます。そういう人の中からいろいろの試案が出ておる、おそろくそういうものが何らかの方法で取材されて新聞等に出ておるのにはあるまいかということもございまして、最終的には社内いろいろな議論した結果が大体十二月にはまともなんじゃないか、まともな段階で外部的にきちつとした形で発表したい、こういうふうに申しております。

役所の側をいたしまして、これについては御承知のとおり、バスターミナル事業の免許でございます。都市計画事業の特許の対象になつておる事業でございますから、それらの申請に出された書類には三十六階建て二本の構想になつておるわけですよ。したがって、会社の構想がまともなもので、それを正式に決定する以前には、それらの関係官庁に対して説明がなされて、なるほどそ

の変更が合理的であるという了承を得なければならぬと思ひます。そういう作業をことしの終わりごろから若干の時間をかけて同会社がやる、その間に地元の方とも御相談をしていく、こういう予定のように聞いております。

○伊藤(憲)委員 一つ問題は、完成時期は大体四十八年ですか。時期はいつですか。

○伊藤(憲)委員 先ほど申し上げました用途指定に供する部分、すなわち地上三階以下の部分、これを四十八年の四月までにつくり上げる、こういう約束でございます。

○伊藤(憲)委員 これは、もしこの期間にできないければ、契約解除ということも法的にはあり得ることですね。

○伊藤(憲)委員 その期間を徒過いたしました、まづもって違約金をちよらうだいたします。違約金をちよらうだいたしても見込みがないということになれば、契約を解除するということが契約書に書いてございます。

○伊藤(憲)委員 ですから私は何も、契約を解除しろとか、変更して悪いと言っているわけではないのです。一つの用途指定がある以上、少なくとも法務省また政府としても、現在ではまだ指導の傘下にあるわけですから、現在において私は行政指導がある程度で思ふのです。そこで、いまおっしゃったことではありますが、私も聞いたのですけれども、この計画についてはもうすでに着手しているのです。それで、だれがやっているか。これは郭茂林さんという、ここから見ると三十六階のビルを設計した人、すなわち三井グループですか。この人たちが現在やっているわけですよ。それができ上がった時点で発表するといふわけですよ。しかもこれには半年から一年近くかかるという話も過去に聞いたことがあるわけですよ。また、そのくらい私も聞いていたわけですから、当然知っているのではないかと思ふのです。

それで、私はやはりここではつきり地元のほうからいわれていることは、また地元の長である

区長としても非常に困っているわけですよ。たとえば、十一月初めに申す、守らない、その前に概要だけでも出す、やらない。そういうことで、いたずらにあの場所のために、地方自治体の長である区長はじめ関係者が現在非常に困っているわけですよ。ですから私は、きょうこの場でよく相談した上で、大体概要はどんなものができるのか。現在設計しているものはこういうグループがやっていることは私知っていますから、どの程度のもを考へられているのか。それを明らかにしていただいて、そして地元としても、その問題についていろいろな問題があればさらに協議してもらおう。前大臣からも話があったことは、いままでいろいろ問題については、地元を差しおいてやるところに問題があった、今後は十分に地元と協議をした上でこの問題は進める、こう言っているわけですね。ですから、先ほどのあなたの答弁の中にもそれがあつたわけですから、ここでそういう点について、きのう呼ばれてお話をあつたようでありまして、明らかにしていただきたいと思います。

○伊藤(憲)委員 昨日も確かめました結果、先ほど申し上げたとおりでございます、私も私もと申しても、もう一日も早く構想を示してもらいたい。これについて私どもとしても、先ほど申し上げたような趣旨において要望したりいろいろいふ点もある、関係官庁の側でも一日も早く構想をまとめてほしいというふうに願つておるわけでございます。したがって、今後私どもの立場としても、大いにその計画の促進について指導をいたしまして、構想のまとまり次第御報告させていただきます。先ほど仰せになりました設計担当者等は、実は私も初耳でございます。おそろしく真相であるのかないのか、その辺もちよと自信がございません。なおこの会社を督励して、構想を早くかためさせるようにしたいと思います。

○伊藤(憲)委員 初耳だということ心外だと思ふのですが、公式には言えないから言わないということ

とじゃないですか。それで要するに、何もきまつたものを聞きたいと言っているのではないのです。確かに会社としても、最終的には重役会にかけて、そこで決定したものを発表するということも筋だろと思うのです。しかしながら、われわれが法律を審議する前だつて、一つの問題点については明らかにして、そして国民に知らせ、前向きでそういうことを審議してきていくということだつてございませぬ、この問題だつて、やはり大きくは国民が関心を持ち注目しておるわけですから、非公式でけつこうですから、大体いろいろものが考へられていろいろ話になつていふのだ、これについてはいろいろ問題点をいまだどうしようとしているのだというくらいの前向きな答弁は、私はやはりあつていいと思ふのです。そこからは、私や承りたいと思ふ。

○伊藤(憲)委員 御趣旨はよくわかりましたので、努力したいと思ひます。

○伊藤(憲)委員 それで大臣に伺いたいのですが、地元の要望というものはよく知つていらつしやと思ふのです。それで、どういふことを望んでいるかといふこと、第一は自然の歴史博物館。池袋は副都心として新宿とともに今後非常に発展するだろうといわれておりますが、そういうことを考へまして、狭い一区の方だけで、こゝろいろいろに考へまして、地元の議会での問題について検討した結果、数点にわたつて要望しているわけですね。第二は体育施設ですね。これも相当大規模なものを考へているようなのです。それから全国の郷土物産館ですか。さらにはまた母子センターと婦人センター、こういう話もある団体からあります。

それに、特にきょう大臣に伺いたい点は、あの地域に法務局出張所がないのです。最近、非常に池袋、練馬が発展しているわけでありまして、すべて登記は北区の王子であるとか板橋のほうなのが法務大臣のときも、池袋につくるといふような

答弁も実はしているわけなのですか。そういう点、私は法務局出張所なんかも、こういうところに設置されるのが当然ではないかと思ふのです。ただし、この問題について一つ問題があることは、法務省は一銭もお金を出さないで、やることは考へておられるというふうなことも言われておられますので、そういうことではなしに、町の中にあつていいその出張所が、現在はそういうところにならないうから、その点について大臣から、どういふ考へがあるのか、伺つておきたいと思ひます。

○前尾国務大臣 きょう初めては何つたので恐縮ですが、ただいまのお話の点は十分私もわかりました。今後とも努力いたしますし、法務局出張所を向こう持ちだけで考へるなんというのにはあまり感心したことはありません。よく事情を聞きまして、当然とるべき予算はとつてやりたい、かように考へます。

○伊藤(憲)委員 これは法務省の土地であつたわけですから、やはりいろいろ出張所があつてしかるべきだと思ひますし、いまの大臣の答弁は、そこにやるという答弁でございますか。

○前尾国務大臣 おっしゃるとおりです。それは、現在、約二万坪ですか、これがさらになつておられますが、その北側のほうに実は絞首刑のあとがあるのです。東条英機をはじめ戦犯六十四名ですか、あそこで絞首刑になりましたね。また、それまでに絞首刑になつた人たちが約二千名くらいいるというふうな話も聞いております。そこに、現在公園予定地にされている地域でありまして、いろいろな団体から、慰霊塔をつくれだとか、あるいはまた記念碑を残せというふうな意見が現在あります。こういうふうなところに、そんな大きな慰霊塔であるとか、あるいはまた公園法にひつかかるような建物は建てるべきじゃない、こういう考へ方があるわけですから、あの場所はまだ整地もされておられませんし、いまだに高いいと十三階段の土台は残つておるわけですね。あ

れをどのようにされるのか、その点何っておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 東京拘置所のあと地は、二つに分けて、その一部を新都市開発センターに売り渡して、残りした約六千平方メートルだと記憶しておりますが、これは将来東京都に国から無料で貸しまして、公園をつくっていただくことになっておりますが、公園予定地の一部に、御指摘のように、旧東郷プリズン時代の銃台のあとがあります。これにつきましては、昭和三十九年当時に園地におきまして、戦犯の遺跡というようなものとして何らかの形で残すことを考えようという了解がございまして、その関係をどういふふうに考えたらいいか、私も現在まだ考えておるところでございまして、だれがどのような形でその保存措置を講ずるのかということがまだ固まっております。いずれにしましても、御指摘のように、そこに公園の趣旨に反するような大きなものをつくるのか、あるいは特定の宗教団体その他の団体等のものでできるというところは望ましくありませんので、そういう点をよく踏んまえて検討しておる段階でございまして。

○伊藤(總)委員 これはだいたい検討が長いのではないのですか。この問題は立ちのきがきまつた時点からの問題ですよ。どうも課長は、お金の計算はきちっとしてやっておられるのかもしれないが、計画とか、事業遂行の進行状況の経過の監督、とも言わないでしようけれども、そういう点、何かちよっとおそいような気がするのですが、このままにしておけばおほくほど問題が大きくなっていくと思つておられます。地元から聞いた話であります。すでに右翼団体はそのためにいろいろ動いておるとか、遺族団体がどうかというふうな、いろいろな話がいまございまして。そういう点について政府の態度がいまどうなつておるとか、またいろいろ問題があるわけでございます。これは決して最近の問題ではない。非常に古い問題なんです。ですから、そういう問題については、地元の問題を十二分に考えた上で早急に善処

していただきたい、こう思ひます。大臣、いかがですか。

○前尾國務大臣 御趣旨に沿つて努力いたします。○伊藤委員 さいせん、伊藤委員から前尾法務大臣に對して、成田空港の進捗状況並びにそれに關連したる地元の紛争等についての見解を求められましたが、所管の違ひで法務大臣からは実情を詳細説明いたしかねると存じますので、その点に關して運輸省航空局長を招致いたしましたので、その間の事情だけ御聴取をお願いしたいと思います。内村航空局長。

○内村(信)政府委員 ただいまお尋ねの成田空港の状況でございますけれども、それにつきましては、先般、代執行がありまして、皆さんに御迷惑をおかけしたことをたいへん申しわけなく思つておりますが、その後大體順調に進捗いたしております。

そこで、残りしたところがやございましてけれども、たとえはいわゆる平和の塔というのがございまして。これにつきましては、大體お話し合ひで解決できそうに考えております。それからさらさら墓地の問題等もございまして、これも極力お話し合ひで解決できるというふうなことで、公団といたしまして、せつかく考慮されておる状況でございます。したがって、大體の目安といたしましては、来年の五月一ぱいには供用開始の運びに至るのではないかと、いふふうに私ども考えておるわけでございます。

それからさらに、現地の、これは特に千葉県とか県庁の方々というお話し合ひを重ねておりますけれども、たとえば代替地の問題であるとか、あるいはそれらから騒音地区につきまして、大體騒音地区がきまつておるわけでありまして、その中に入つていないけれども、それと一体になつておる場所、そういうものについては、騒音地区並みに買ひ取つてほしいというふうな御要求もございまして。そういう問題でございまして、あるいは個人の住宅についての騒音防止工事の問題、そ

ういったような問題につきましても、千葉県御当局のほうといろいろお話し合ひをいたしまして、逐次これも詰まつておるといふような状況でございまして。

概況、以上でございます。○伊藤(總)委員 先ほど法務省から聞いたことは、いま航空局長からお話ししたように、五月ごろに終わつて六月からもう業務が開始されるといふようなお話があつたわけですね。私はやはり、新聞あるいはマスコミを相当にぎわせましたあの代執行の問題について、常々何とかならないものか、行政あつて政治なした、こういふように思つてきた一人なんです。そこで、あの代執行の終わった時点で、いま現在では問題は何か残つておるのか。いま少し聞きまして、地元の農民の方は何を要求しているのか、あそこまで反對させた原因はどこにあつたのかといふような点について、私たちがあまり知らないわけですね。そういう点について、現在どのようなことをお話し合ひしているのか、それに対してこちら側は何が応じられないのか、そういう点なんかももう少し明らかにしていただきたいと思つておるのです。国際空港が開始されることについては、また、そこに入国管理事務所を置くことについては、どの党も反對はしないわけですね。ただ、その成田空港の土地に代執行等を通じて取用したところ、みな反對する理由があるわけでございますから、その経過について詳しく知りたいといふことで来ていただいたわけですが、もう少しその辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○内村(信)政府委員 いま概略申し上げたわけでございますけれども、大體先般の代執行によりまして、滑走路を中心とした部分、大體飛行場として供用開始いたしますのに必要な部分の土地は取得できたわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、平和の塔といふふうなものが若干ございまして。これにつきましては、大體持ち主の方とお話し合ひによつて解決するといふ立場

に立ちまして、これは公園のほうでお話し合ひをして、これも解決するであろうといふふうに考えております。それから、これも申し上げましたが、墓地が一つ残つております。これにつきましては、まだいま直ちにお話し合ひで解決するといふふうなきまつたわけではございませんけれども、これにつきましては、極力いろいろな問題については代執行は避けるということ、お話し合ひによつてこれはぜひとも解決したいということを進めておられます。そういうふうなことを私どもとしては期待しておるわけでございます。

それからさらに、いろいろな問題と申しますのは、これからやはり騒音といふことが一つの大きな問題にならうといふふうに考えております。したがって、いわゆる民家の防音工事等もございまして、あるいは騒音地域についてなるべく広く考えてもらふといふふうなことをさらに考えまして、地元の方もお話をいたして、十分詰めてまいりたいといふふうに考えております。ただ、現在のところ残念ながら、地元の方々と直接お話し合ひをするといふふうな場が、率直に申し上げましてなかなかないわけでございます。それが非常に残念でございますけれども、その辺につきいろいろ勘案いたしまして、できるだけそういう機会をつくつて積極的にお話し合ひをしてまいりたいといふふうに考えております。

○伊藤(總)委員 直接話し合ひできない理由は何ですか。それで、この平和の塔と墓地問題について話し合ひが行なわれるだろうとおっしゃつていますが、極端に言うと、これが話し合ひできるならば、前も話し合ひができなかつたかといふことが考えられるわけですね。

○内村(信)政府委員 あの平和の塔と申しますのは、これは共産党の方々の系統の方の塔でございます。これにつきましては、お話し合ひをするといふふうなことで、だんだんそういう機運になつておるものがございますから、これはもう大體いいだらうといふことでございます。



それからもう一つの御質問は何でございましたか。

○伊藤(怒)委員 話し合いの問題です。

○内村(信)政府委員 それから、全般的な問題として、何か話し合いができないかということでございますけれども、これにつきましては、いわゆる反対同盟というものがございまして、その辺に對しまして、もうだいたい再三にわたってお話し合いをしようというふうに大臣からも呼びかけたわけでございますけれども、それに対してどうしてかこれは聞き入れられないで、話し合いはしないというふうな、少なくとも空港建設を前提とした話し合いには応じないということ、いままでそういうふうな状況にあったわけでございます。さらに今後は、反対同盟の方々もいろいろおられますけれども、実際に農耕を営まれる方、そういう方々を積極的にその話し相手として、それで取り組んでいきたいというふうなことで、現地の、あるいは成田市とかそういうところなど、場合によってはそういうふうなことをあつせんしてやろうというふうなお気持ちもありません。いよいよ見受けられますので、そういう方々とも連絡をしながら、実際に農耕をしておられる方を相手にして話し合いをしてまいりたいというのが私どもの考え方でございます。

○木原委員 関連して。一つはパイプラインの問題が少し千葉市内等で問題になっておりますね。あれは、かりに六月供用というふうなことになる、間に合いますか。

○内村(信)政府委員 これは先生御存じのように、公団のほうでいろいろ地元の人々と話し合いを続けておるわけでございますけれども、私どものいま聞いておる限りでは、間に合うというふう聞いております。

○木原委員 いつもそうなんだけれども、公団といふのは非常に甘くて、だいたいよぶだといふことなんです。しかし一つも進んでおりません。しかもあれは、公団の出したものは、絶対だいいじょうぶだ、安全だ、こう言うのですけれども、要

するに千葉市には何のメリットもない。ガス管とかなんとならば市民が恩恵を受けるわけですが、通すだけですから。幾ら安全だと言われても、やはりかなりのものが下を流れていて、そしてその上に関係のない市民の人たちが住んでおる。そういうところですから、おれのとこるはいやだと言つたらどうしようもないことだと思つておる。市内で、御存じのとおり、いろいろ公団も努力をしておることだと思つておるけれども、市民の人たちはほとんど了解をしていない、こういう姿がございまして、最悪の場合はトラックで運んでもいいだろうというふうなこともあるらしいのですけれども、これは別の問題が生まれますから、公団は本体のほうをつくることに追われておられますから、それもまたそうなんですけれども、とにかくパイプラインを持ち込むほうも、だいいじょうぶです、通して欲しいというだけでやっているものから、これは、市長としましては、市会の連中にしては、何をという気がするわけなんです。それはちょうどこの飛行場の問題が、御案内のとおり、初めからこじれてきたと同じような態度でやっています。やはり通さしてもらうわけなんです。あるいは市民の人たちは、安全だと言われても、油が通るわけだから、かりにあぶないという判断を持つても、残念ながら立証するものがない。そんなふうなことで、通すならばもう少し親切丁寧な、懇切に、迷惑を受ける側の立場に立つ配慮がないとこれはできませんよ。それが一つございまして、これはやはり公団に對しまして、市民の声をひとつ率直に聞いて、あるいは市のほうもひとつ積極的な協力をしてやる。そのうちにいづれできるという判断だけでは、これはちよつと大きなことを来ます、こう思います。これが一つです。

それから、ここでは場所ではありませんからあれなんです、騒音対策の問題、いろいろ考えていらつしやるのは私も承知をいたしておるけれども、これはここまで来たら、やはり騒音についての少し客観的なデータを私どもにも示してもらいたいと思つておるのです。騒音の問題は、四メートルができません、すぐ新しい問題として残る問題だと思つておる。というのは、騒音の問題についてはいろいろ私もデータもいろいろいただきました。あるいはまた、私もいろいろな形で調べてみましたけれども、やはりたいへんですね。きのうですか、おとついでですか、関西空港で、あれはDC8を使ったのですか、何か騒音の調査をやられたというのですが、成田につきましては実際に飛行機を飛ばして騒音測定をやつたことと、ございませぬ。何かそういう客観的に、もうここまで来たら残るのは騒音問題だと思つておるのです。御存じのように、騒音問題が解決すれば芝山の問題がやはりある程度動くという状況があるのですから、それならば、ある意味では包み隠しをしないで、住民の人にもわかるように、実際にDC8ならDC8のようなもの何回か飛ばして見て、官庁側だけのデータではなくて、市民が立ち会つて、この程度の音かというのならそれでいいわけですから、やはりそういうデータをつくつてもらいたいと思つておるのですが、いかがですか。

○内村(信)政府委員 まず第一の御指摘のパイプラインの点でございまして、それにつきましても、私も公団のほうからいろいろ現地にお願いに回つておるということを聞いておると思いますが、確かにただいま先生の御指摘の点があると思つておる。したがって、これは非常にいい御指摘でございます。私のほうからも公団のほうによく申しまして、現地の方々によく御納得を得て、早くパイプラインを通すようにいたしたいと思います。

それから次に騒音の問題でございまして、これは先生おっしゃいますように、できた場合に起こる問題が騒音の問題でございまして、私もこれが今後の一番大きな問題だと思つておる。したがって、現在までの騒音の予測というふうなもの、これにつきましては、必ずしも現実のものを飛ばしてやつたことがございませぬので、現

実の姿とはあるいは違つたようになつておるかもしれない。したがって、今後はなるべく客観的なデータを示しまして、皆さまにも御理解を得て、それに必要な対策をつくり上げていくというふうなことを考えたいというふうな考えでございます。

○木原委員 その騒音の問題につきまして、いままで示されたデータ、これはもういろいろのデータがございまして、非常に不十分だと思つておる。ですから、騒音の分布の問題にしまして、これがやはりこれからの対策を立てていく基礎になるのですから、出し方がおそかつたと思つておる。だから私は、急いでとちかく一べん何機か飛ばしてみる。そうしたら、市民の連中もはたで感ずるし、そこから得られた値というものは、この施策の根本になりますから。とてものことは、いまの公団や政府が考へておる範囲の中で、とどまりませぬよ。そういうことですから、この客観性のあるデータを一つのことから、これは、ひとつずつみやかにそういう措置をとつてもらいたいというのを重ねて申し上げておきます。それからもう一つは、詰めるようすですけれども、五月中に完成して六月供用ということとは間違いないかと。







がございます。たとえば入管局の次長とかそういうところでは、そういうところは、将来の方向としておられます、現に上級職の合格者を採用いたしておられますので、そういう人が育つてくれば、漸次上級職の合格者にポストを譲っていくべきであらうということ、充て検の数をその面からははずしていくことができるわけですが、問題は、検察庁に關する事項とか、訟務の關係をやつておられます訟務關係、あるいは刑事の關係、あるいは民事の基本事項をやる民事局等につきまして、やはり刑事、検事の実務経験者をもつて充てるのが最も仕事を能率的に行なうゆえんであるということに相なるので、どうしてもそういう人がほしいという方が実情であります。

〔坂村委員長代理退席、委員長着席〕

しかしながら、検事の仕事をそのものをやつておられないのに、検事の俸給をもらつていくことは、あくまでも本来のあるべき姿ではないわけ、やむを得ず過渡的な措置でございまして、将来、行政官の俸給体系が改善されまして、そして検察官、裁判官とそう差異がないような措置が講ぜられるというふうな段階におきましては、あらためて考え直すべき問題であらう、かように考へております。

○受田委員 いま官房長さんから御指摘になられた入国管理局には、次長さんがいらつしやいますね。それは事実問題として、検事御出身の方が毎日出ておられる。そうなりますと、検事の給与をもらわれる次長さんの方が局長さんよりも給与が高いという現象は起りませんか。私はいまちょっと思ひ出したのですが、そういう現象が起つてきませんか。

○安原政府委員 あり得るのでございませぬ。

○受田委員 それは、局長の職務と次長の職務を比較したときに、局長の給与のほうが次長の給与より低いというのは問題があると思ひます。これは給与体系の根本をゆさぶるものであります。いまのお話で私はふと思ひ出したのですが、次長さんになられる方は局長さんの一歩手前である。

つまり刑事局などの局長さんの一歩手前くらいにある。片や入管局の局長にすぐなられるお方であると、大体給与が入国管理局長と同じくらいか、ひよつとしたら上へいきはせぬかとちよつといま不安が起つたのですが、局長の給与よりも次長の給与のほうが高いというふうな現象が起つたとしたら、これは私、問題だと思ひますが、いかがでせう。

○前尾国務大臣 実は午前中にも加藤委員にお答えしましたので、私から……。

給与のこともさることながら、身分という問題がありまして、検事を使わなければ、先ほどの刑事局あるいは民事局、そういうふうなところでは、やはり検事の経験者、そういう人ではないといふいろいろな相談にはいられない、こういうふうな問題があります。でありますから、身分の關係、それからまた給与の關係、これはいよいよ充職検事という制度はやむを得ないと思ひます。ただ、ただいまお話しのような入国管理局というふうなところは、実を申し上げますと、できるだけそういう検事を充たすのではなく、固有事務の事務官という考へ方でいきたいのであります。率直に申しまして、この制度は、法務省が所管いたしましたからあまり年数が足りない、それだけにまだ差成ができていない、こういうふうなことで、これに適當な事務官を養成していくその間、先ほど来いろいろお話ししておりますように、臨時的に充當検事というふうなことでやつておられるわけでありまして、ただいまのお話、まことに筋の通つたお話であります。そういうことが現実的に起らないような配慮をしていいていく、そしてだんだん法務事務官という人を養成して、もうすでに課長級にはなつておられるわけでありまして、そういう人が次長あるいは局長なりになつていくというふうなことで、将来はあまり充當検事というものでいかなくても済むのじゃないか、そういうふうな考へておられるわけでありませぬ。

○受田委員 非常に變則的な体系が給与の上において法務省で行なわれているわけなんです。局長

さんの給与のほうが次長さんより低いということがあり得るといまおつしやつた。これは考へると、事実を考へる可能性があるので。だから、職務で局長、次長というのは、一方は全体のセクションの長であり、次長はその次のポストにあらる方ですから、そこはやはり給与の上でも当然差がつくのはあたりまえであるという意味でいまお尋ねしたので、大臣が、研究する、率直にいまの制度上の問題点を御検討を願うこととございまして、法務省に御検討を願うこととして質問を続けます。

私、この機会に、一般的な法案に關連する質問に入つていきたいと思います。せつかくきょう入国問題に關して触れてまいりましたので、この私が昨年ちよつとお尋ねをした、しかし抑り下げてはお尋ねをしなかつた問題があります。それは、日本と韓国とが一本であった当時、それぞれ日本人として結婚した人々、韓国から日本へ来たけれども日本人になつておる旧韓国人、新日本人、そして奥さんは昔からの日本人という立場、しかし制度的には両方とも日本人として結婚をした、そういう皆さんが、戦い終わり、また平和条約が成り立ちました後に、韓国を分離させられた。分離させられた上に、韓国に本籍のあつた皆さんは韓国人として分離された。旧日本人妻は日本人として分離された。しかし夫婦をそろつて韓国へ歸つた。韓国へ歸つたところが、今度は日本人である奥さんは、あいつは日本人だといつて韓国でいじめられるので、私はもともと韓国人だといつて、偽名で韓国の生活を続けた人がたくさんで、つまり日本人妻の悲劇が始まつたわけですね。その数は非常にたくさんで、一日の生活にも事欠くほどの立場にある人々である。一九六五年に新しい日韓關係の国交回復ができた。新しい条約がつけられた。しかしこの人々は、依然として日本人の立場にある韓国人として残されてきた。韓国では日本人と名のるとみんなにいじ

められるからというので、国籍を二重にするような人もできてきた。また別に満州などから引き揚げ途中、朝鮮を経由する際にいろいろな障害のために朝鮮へ残されて、日本へ歸れなくなつた日本人の妻や子供がおる。そういう者が籍が不明のまままで韓国に残つておるといふような悲劇が韓国にはあるわけですね。

これは私、条約ができて直ちにと昨年と、二回韓国を訪問して、しみじみとその悲劇の人々の実情を調べてまいりました。残念ながら日本に一つの欠陥があつた。平和条約が締結されたときに、こうした立場の皆さん、私は日本に残つておられたという韓国人には、日本の国籍を与うべきであつた。もしくは歸化させて日本の国籍を与うべきであつた。日本に残りたい男までもみんな韓国へ連れていつて、その奥さんまでも連れていかし

思つておるのです。平和条約のときにすかつとしておけば、こういう問題は起らなかつた。日本のやり方のまずさが一つあつた。

もう一つは、三年前から、韓国から日本に歸りたい日本人妻を日本に歸しましたけれども、御主人のほうは歸れない。その奥さんと子供さんは日本へ歸つてきたけれども、御主人が歸れないから、おとうさん歸つてくたさいと苦衷を訴える子供がたくさん出てきた。日本人妻になつたその人が日本へ歸つたら、御主人が日本へ歸りたいというときには歸らしてあげたらどうか。夫婦で歸つてもらへばいい。こういう扱ひをもう少し寛大に、もう少し実情に即してあつたか取り扱ひべきじゃないかと思ひます。この問題について、私、去年、金山大使とも現地地いろいろお話をしてみましたが、もう少し在外邦人の歸国に對する經費など国家予算のワケを広げて、歸りたい人は思い切つて歸させるように受田さんも歸つたらひとつ骨を折つてもらいたい、私もこの現地で尽力しようというお約束をして歸つてきたいきさつもあるのをごさいます。

これは遠藤領事移住部長さんも御苦勞願つてお

るのですけれども、今年度予算は一体どうなつておるのかつまびらかにしておりませんが、日本に帰りたいがまだ残つておる悲劇の人たち、朝鮮人とも日本人ともわからぬまま人生の苦汁をなめる人々を、すかつと日本人として帰化せしめ、前途に希望を与えてやり、その子供たちにしあわせを与えるという英断をふるう愛情の国政を断行するときは、いやな思ふのです。局長さん、部長さんにそれぞれ御答弁を願ひ、最後には、内閣の副総理として皆さんから期待されている前尾先生に、これは私、非常に大事な人間問題だと思つておるのですが、お力添え願ひたいと思つております。

○吉田(健)政府委員 先生御指摘の点は、筋道として私も全く同意でございます。現にまた、こういう人道上の配慮を必要とする人々については、できる限り日本のほうに帰れるような手はずを整え、またその手続も簡略化したしておりますが、まだ最近始めたばかりでございますので、これからだんだんそういう問題の本格的な解決に取り組むことにならうと思ひます。ただ、非常に技術的な点でございますが、法令上複雑な問題もございまして、そういう点を加味しながら克服して解決していきたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○遠藤説明員 韓国から帰国したいという日本人、それからそれに随伴する子供、かなりの数にのほつておることは、御指摘のとおりでございます。それで、日韓外交正常化したしまして、四十一年以降でございますけれども、われわれのほうとして受け入れた数は、昭和四十四年までで三百五十人、それから昭和四十四年以降は国の予算でもつて引き揚げを応援するといふ体制になつておりまして、四十四年から最近までの数字では五百三十三人、合わせまして八百八十三人歸つております。

問題は予算の点でございますけれども、昭和四十四年には千二百万円計上いたしました。それから四十五年、今年、四十六年と、ともに四百八十五万円。帰国を応援し、また現地で生活をおる

程度保護するための謝金として四百八十五万円計上されておるわけでございます。問題は、実績から見まして、予算の不足よりもまた別のほうの原因があるように思われます。といひますのは、この予算は四百八十五万円、ことし去年とそれぞれついておられますけれども、実際のところ使い切れないうつた状態になつておる。しかも現在、日本への帰国を希望しておられますという人たちは、約四百五十人おられます。こういう帰国を希望する人が多のにかかわらず、しかも予算を待つて待つておるというふうな点もございまして、十分におる理由があると思はれるのでございまして、向こうの韓国側の事情その他、先生のおっしゃいました、自分だけ帰るわけにいかない、夫とか子供をどうするか、こういう事情もいろいろあるわけでございますが、予算面からだけ言ひますと、その点は、いまのところは不十分といふことはないうつたに申し上げていふと思ひます。

それからつけ加えますと、来年度予算要求では千七百四十万円の要求をいたしております。これは、非常に大幅に増額もしくは現地で保護が必要になるという場合を想定して、倍額以上の要求をしておるわけでございます。実績は以上のようでございます。

○受田委員 遠藤さん、この千七百四十万円という金額ですが、在外法人の困窮者の援護を目的としたという資金ですね。これには韓国以外の困窮者が入つておるんじゃないかと思ひます。

○受田委員 その金額は非常に少ないですね。一人当たりするとほんの一万円ばかりのちっぽけな金額が出てくるのです。こちらへ戻る旅費として渡す金にしかすぎない。それでこちらへ戻つてからの援護が薄くなつておる。生活を起すため

のそういうものは、やはり厚生省などの打ち合わせをされて、できればひとつ法務省、外務省、厚生省などが打つて一丸となつて、そういう不幸な人々にせめて灯台のあかりをともしあげたいものですね。こつちへ歸つてからも悲惨な生活をしておられるようです。私、戻つてきた人の調査をしてみたいと思つておるのですが、また資料が整いましたら実情を報告して措置をとらぬといふかと思つておるのです。向こうで貧困、こつちへ戻つてまた貧困、生きる道を知らずして死んだほうがいいという気持ちを持たれたのでは、何のためか、このように措置がかわらないので、もう少し金額をふやし、また引き揚げて後の、祖国へ歸つて後の扱いについても十分の処置をとつてあげられるような扱いをしていただきたい。この点を一つ要望をしておきたいのです。いまの金額はあまりにも少な過ぎる。これではだんだんやめていく。これは最初は三年前の四十四年に措置したんですね。四十四、五、六と、これで見ますとだんだんと減らしておるのではないですか。最初のスタートのときには千二百万ぐらいあったのではないかと。千二百万でスタートしたのが、だんだん減つてきて、来年度あたりはこれはやめるんじゃないかと思ひます。

○遠藤説明員 昭和四十四年、最初にこの関係に計上いたしましたときには千二百万でございました。ところが、十分に使い切れないうつたこと、実情に合うように四百八十五万円に減らして四十五年、四十六年とやつておるわけでございますが、いま御指摘のように、現地でもつと保護を充実したいといふこともございまして、来年度に千七百四十万円の計上をしたいといふ状況でございます。

それから、あと歸つてからのことにつきましても、従来とも、関係の厚生省のほうと、十分な援護が得ますように種々打ち合わせ、それから具体的な施策も講じてもらつておるわけでございますが、今後とも実情に合うように努力してまいりたいと思つております。

○受田委員 すでに一般帰還希望者の朝鮮への送還は一応先月で完了しておる。また新しい合意に

○受田委員 これに關連する問題ですけれども、一般的な問題でこれはつながらる問題ですが、今年度、朝鮮民主主義人民共和国、朝鮮の側のほうでも、やはりそういうふうなことがあると私は思ふのです。それから、ことしは、お盆にあちらへ歸るといふことで、十八名をお盆参り、華参りに歸されるようになったようですが、お正月の分は何とか措置をしようといふ御配慮があるのか。また、合意書に基づいて先般一応進行しつた朝鮮のほうへ歸りたい人々の今後の希望者等が集積した段階では、引き続き帰還船に便宜をはかる、こういうふうな御予定があるのか、あわせて御答弁願ひたいと思つておる。

○前尾國務大臣 北朝鮮の問題につきましては、従来から私申しておるのでありますが、中共につきましても非常に世界的に情勢が変わつてきた。また北朝鮮に対しても変わつてつた。それは私も十分認め、その変わるにつれてそれに即応した措置をとつていきたい、かように考へてきておるわけでございますが、率直に申しまして、北朝鮮との関係はまだ、ムードは多少変わつてまいつております。また韓国と朝鮮との関係も漸次打開されるのであろうと推測はいたしておりますが、現状においてはそういうふうな、まだそこまでいってないといふことでございますので、率直に申しまして、従来と方針を変えるといふところまでは実はいつていない。しかし、昨年の大体二倍お盆に歸してあげるといふ措置をとりましたが、それだからといつて、年二回にするとか、そこまでの話ではないのであります。正月の寒いときに歸すのはいかにもお気の毒だからといふことで、一番季節のいいときに、またできるだけの人数を認めよう、こういうことであります。今後の推移をいろいろ見てまいりませんと、やはり客観的な情勢が変わつたといふことになりませんと、いまの原則を特段に変えるといふわけにはいかない、かように考へておるわけでありませぬ。

○受田委員 すでに一般帰還希望者の朝鮮への送還は一応先月で完了しておる。また新しい合意に

基ついた合意書による帰還というのがこれから始まるわけですが、従来のような形式でこの合意書に基づいて合意が成功して行くようにひとつ計らつていって差し上げるべきだ。

それから、お盆に墓参を繰り上げたということであるから、正月の分はいま考えていないということでございますが、これはまた多少ずつ国際情勢が變つておるといふ現実には、やはり自民党政府としてもお認めになつておられるんだから、一歩ずつ前進して、これは人道問題として躍進といふか、つうへ進めていかれることを期待しておきます。

時間がえらい進行したので、残つた問題は少し急ぎますが、私、法務行政の根幹は人間を大事にして法秩序を維持するということにあると思うので、犯罪を犯した者をどう扱ふかということについては、犯罪人としてこれを処理する方法と、人間としてこれを正しい方向へ導く方法と、二つを十分かみ合わせた措置がほしい。その意味では、刑務所で服役している皆さんに対して、物質的には、作業の報勞金のような、ごほうびを出す制度が多少あるようにございませうが、これも、ある期間をまじめに勤務した服役者には、ごほうびを相当額出して、服役が完了した後は、社会復帰へある程度の基礎的な活動資金が確保されるような方式をとるべきではないか。また精神的には、無宗教の者に信仰を与えるという手が一つある。また、正しいものをどう守るか、教育的なものがあると思ふのでございませうが、そういうものへどういう対策を立てておられるか。一応服役中に、死刑とかあるいは無期懲役の皆さん等には、戒教師などがいて信仰的にそれを救つていく。特に死刑囚については、死の瞬間には何かの信仰を持って天国へ行く、浄土へ参るんだという一つの信念を持って死についておるといふことも聞いておるのをごさいまするが、そういうした服役者に対する精神的なよりどころ、あるいは物質的な対策等、何らかの対策をお持ちでございませうたら、これをお知らせ願ひたいと思ひます。

第一類第一号 内閣委員會議録第四号 昭和四十六年十一月十日

○羽山政府委員 行刑の考え方といたしまして、大別いたしまして、先生が御指摘のように二通りあるわけでありませう。

生活すなわち自活能力のない者が犯罪を犯すといふことが第一点。したがって、この対策といたしましては、職業教育、職業訓練、あるいは刑務作業を通じて自活していく能力。それから、刑務作業を通じて、まことにささやかなものでございませうが、出ました場合にその更生資金として役立つほどの金額に達しておらないわけにございませうが、そういう制度があるということにございませう。この刑務作業賞与金につきましては、来年度も、現行の金額が些少でございませうので、これを倍にいたしまして、たいした金額にならないのは遺憾でございませうが、とにかく現行の倍程度の金額に引き上げたいということで、目下予算を要求中とございませう。

第二点は、自活に對応いたしまして自律能力でございませう。先般御承知のように、前橋管内で多数の若い女を殺したあの犯罪者も、これは刑務所に何回も入りまして、矯正教育を受けたはずでございませうが、しかもまた、出ましたあとで必ずしも生活に困つたわけではないわけにございませうが、ある種の誘惑に屈して自分の行動を自律していくという能力がなかつたわけにございませう。こういう点につきましては、これはまことにむずかしい問題でございませうが、刑務所というところは教育をする場である。矯正教育をするんだというところの原点に立ち返りまして、もう一度深く反省しやり直すべきではないかというふうなことで、目下いろいろな計画を練つておる段階でございませう。

それから、お尋ねの死刑囚に對する戒でございませうが、申し上げるまでもなく、死刑確定者には更生、改善というふうな見込みが全く閉ざされた人々でございませう。あとは執行を待つばかりということにございませう。したがって、これらの人々の心情の安定をはかるということ

とが最も大事でございませうので、宗教戒をいたしております。宗教戒は、国がもちろんこれをいたすことができませんので、民間の宗教家に依頼して実施いたしております。その実施の状況は、戒成を希望する者に対しては、希望に従つて宗派その他を選び、また指導に当たる先生を選びまして、極力心情の安定をはかり、また宗教に入るということにいたしておるわけにございませう。どの宗派の戒教師さんも、死刑確定者の戒には特に御熱心であるということをお知らせされるように思ひます。

それから、無信仰の者、宗教戒を希望しない者がときどきあるにございませうが、これらに對しましては、もちろん施設をいたしまして、国を強制的に、戒成を受けること、あるいは宗教を強制することは一切いたしておりませうが、ただ、死刑確定者は一部の施設のある場所に集中いたしております關係で、戒教師さんがほかの確定者のところへ参りますときに、その近くの別の確定者が非常に煩悶しておるといふような事態を、ごらんになることがあるのでありまして、そのときにその戒教師さんが、何となく声をかける。あるいは宗教家としてではなく、身の上相談というよりなことから声をかける。最初声をかけまして、全然受けつけずに、さつさと帰れというふうなことを言われる場合もあるようございませうが、しかし、その宗教戒教師さんの献身的な接触と申しますか、それが繰り返されておりますうちに、ふとした動機からその信仰に入つて心情が安定していくというふうな例が非常に多いにございませう。これまでに、全然無宗教で最後まで煩悶して、そして執行を受けたというふうなものは、きわめてまれであると申し上げることができると思ひます。

○受田委員 私、具体的な御答弁があつたので、ある程度満足するのですけれども、社会に復帰した犯罪者、つまり前科者と称せられる皆さんが、社会へ出てある程度の資金を持ち、あるいは今度こそ間違ひをしないというスタートをする。改め

るにはばかるなけれど、がんばつてくる途中で、社会人が、刑余者をいかにも悪者のように引き續きいろいろと白い目で見るといふことのないよう、刑を終えて出た後の扱い。さつきお話の出た前橋の大久保清という暴力の権化のような人間、それも社会へ出て後の扱い方に事欠いたと私は思ひます。そういうふうな意味で、社会へ出て後の犯罪者の予防と更生をはかる犯罪者予防更生法等を含めた保護観察という仕事をもつと積極的に、そういう悪質な者はそうたくさんおるわけにはないんだから、それを、一人一人を觀察して、もし危険があればこれをさらに保護するというふうに努力をすれば、社会の犯罪はもっと少なくなる。それから、少年の犯罪がだんだん増加しつつある傾向のときにも、犯罪を中心とした少年問題に對して、各省の連絡をとるための青少年対策本部が総理府にあるが、この点も法務省が中心になつておられることを聞いて、私は非常に頼もしく思ひますけれども、もっと積極的に教育の場で、少年、青年が犯罪を犯さないような努力をするなど、前尾先生のような有力な閣僚が法務大臣におられる機会に、そうした、国民の中から犯罪を予防し、犯罪者には、犯罪の罪の償ひのために在監中に十分更生の努力をさせ、社会に出てもっとあたたかい手でみんながこれを見守つてやるといふような総合的な犯罪対策を、法務省において立てて、他省の協力を求めるという基本的な策を、私、前尾先生を中心にやつてもらひたいのです。そしてできれば、この日本を犯罪の少ない、住よい国にしてみたい。大臣、よろしゅうございませうか。

○前尾國務大臣 お話しのとおり、刑は威嚇の面もありますが、現在では矯正、むしろ教育といふことだと思ひます。教育には、職業教育といふ面も、そういう面もあり、また精神的な教育、それから先ほどの宗教的な教育、これはバランスをとつていろいろと考へていかなければならぬ問題であります。精神的な教育といふことが一番

むずかしいんじゃないか。へたにやりますと、かえって逆効果をもたらす。

具体的にどういような精神的教育をやるかという点でありますが、やはりこれは、看守その他の訓練をしていかなければならぬ。また、そこに入入りをしてもらう教育者というふうなものを考えていかなければならぬと思ひます。それから、たぐいまれのお話のありましたとおり、保護観察が従来保護司さんにかかされておるのでありますし、また保護司さんは名譽職で、ほとんど報酬とかそういうものはなしにやっていたらいいとおもう。現在の現況では第一に保護観察官も相当な点も、やはりあれば保護観察官が直接当たるべき問題で、保護司さんにかかしておられるのはいけないんじゃないか。そういうふうな意味で保護観察官を相当なり増員しなければならぬというふうな考へておられますし、予算要求もいたしておられるわけでありませう。たぐいまれのお話のありました御趣旨に沿って私もできるだけの努力をしたい、かように考へておる次第でございます。

○受田委員 質問をほとんど終わる時刻になっておられますので、二つだけ残った問題を端的にお尋ねします。簡単にお答え願ひたいと思ひます。

選挙違反は恩赦の中に入るかどうかという質問が予算委員会で行なわれたようなのですが、その根拠となつておる恩赦を救うのは法務省です。したがって恩赦の担当課もある。そういう意味で沖繩返還は恩赦の対象として適當であると思ひます。選挙違反を含むことは反対であるけれども、恩赦をやることは賛成だ。大臣、沖繩返還という、同胞が日本に返ってくる機会、恩赦の中の適當な恩赦をやつて喜びを分かちつていこうことは、いい意味においていいチャンスである、こうお考えじゃないですか。

てとかく申すべき問題ではないんでないか。できるだけ白紙でいろいろな人の御意見を伺つて、そして最終的に慎重に考へるべき問題だ、かように考へておられますので、その点でお許し願ひたいと思ひます。

○受田委員 恩赦の制度の調査研究をしたり、どういふふうにして恩赦をやるかの立案をしたりするのが法務省なんだ。したがって、沖繩が返還される時点にわかに恩赦を考へるわけにはいかなないので、やはりいまから準備して考へておかないと間に合いませんよ。もうわずかですから、目の前です。そういうことを考へていくと、いまから当然立案に着手していなければならぬ任務が法務省設置法にちゃんと書いてあるのです。これは私は、恩赦の実施をしてよい国家の喜びの時点であると思つておるので、非常にいい。条件にかなつてゐる。同胞が返つてくるのですから。しかし、ちよつとした窃盗罪のようなもの、生活の貧困にあえいで、やむなく窃盗をしたというふうな者は、破産恥罪として従来恩赦の対象になつていない。政治の悪さで、貧しさのために未亡人が万引きをしたというふうなものは恩赦の対象にならないで、選挙違反を平然とやつて国民の目をごまかしたような者が恩赦の対象になるという、これは大きな間違いである。これは恩赦から選挙違反は断固削除すべきであると私は提案しておきます。これは法務大臣、恩赦の立案計画に当たられる法務省として、そろそろ当たつてはおられると思ひますので、ひとつ要望を申し上げておきます。

もう一つ、世情は、国際政治の流動は果てしなく流れていきまして、アジアにおける状態も非常にテンポを早めて変わつてきました。私は台湾の皆さまが苦勞しておられることがよくわかります。蒋介石総統もきつと苦勞してゐると私は思ふのです。蒋介石総統も、台湾の立場を守り抜いてこられた自民党とされましても、また総統を個人的に敬愛されてこられた政府とされましても、総統から大東亜戦争の終結の際に好意を持ってもらつたといふことも、私自身もいろいろ伺つておるといふ事実の上に立つて、すでに新聞等に報道されてゐる事柄の中に、蒋介石総統はやがて日本において暮らしたいという希望を持つておられるんじゃないかという報道がされておられます。

そういう際に、蒋介石総統はじめ多くの台湾の要路の皆さまが日本へのがれてくるという場合は、これは中華人民共和国を一つの国と見るといふ形から言つて、政治亡命者というふうな見方をされないと限らない。中華人民共和国のほうからそういう趣旨で、蒋介石総統以下を、もし日本にそういう場合が起こつたときに、この引き渡しを要求されたらどうか、逃亡犯罪人引渡法による引き渡しの対象になるかどうか。政治犯罪を行つた立場の者は引き渡しはならないという条約ができておる。そういう意味から言ふならば、蔣総統が日本に來られた場合は、純粹な政治犯罪と、私たちがから見てもなおに見られるわけですが、その場合には引渡法による引き渡しを拒否することができるといふ立場に立つと法律的には見られる。条約的にもそういう判断ができる。この逃亡犯罪人引渡法から見ると、またこれに関連する条約から見ると、そういう事態において、政府としては法律的にはどう扱つたらよいかという御意見を承りたいと思ひます。むずかしいことですが、どうですか。

○吉田(健)政府委員 ただいまのお話は、微妙な国際情勢下で、蒋介石総統という特定の方のことについて御質問があつたわけでございますが、これはきわめて推測あるいは仮定を重ねた要素が多うございまして、その点に關してのわれわれの見解は、御了解をいたして差し控えたいと思ひます。

ただ、一般論として申し上げますと、わが国に政治亡命を希望する外国人に對しましては、現在、世界で行なわれております政治難民の庇護に關する国際慣行に従ひまして、政治的迫害の主張が十分根拠があるかどうかを慎重に検討しました上で、それは非常に認める根拠があるという場合には、今度わが国の国益あるいは公安上差しつかえないかどうかという点をもあわせ加味いたしまして、法務大臣の認定による特定在留を認めることとあるわけでございます。また、その当人が第三国、これは国際難民委員会その他がございまして、どこかある國へ行きたいということであれば、もちろんそういう國へ行つていこうと、わが國をいたしましてもあつせんもいたすわけでございますし、それから、何かの理由において日本におつてもらつては困るという場合におきましても、日本から出て行つてもらうにいたしましたとしても、歸る先へ送ることによって政治的迫害もしくは処断を受けるおそれがあるところへはわがほうとしては歸さない、本人の希望するところへ出国していただくというのが、従来法務省としてとつてきた態度でございます。

○前尾國務大臣 ただいまの答弁、全く法律論であるといふことで了承願ひたいのであります。これがいろいろな形で誤り伝えられますと、非常にいろいろな誤解を受けたり、微妙な国際情勢に影響を及ぼしますので、前段に吉田君が言いましたこと以外、私から申し上げられる問題ではないと思つておきます。

○受田委員 外務省も別に異論はないですね。

○橋本説明員 別にございませぬ。

○受田委員 そこでおきます。それ以上突つ込みませぬ。

○伊能委員長 横路孝弘君。

○横路委員 いま受田委員からも少し質問があつたのですが、監獄法の關係に關してだけ質問をしたいと思ひます。矯正局長と大臣だけ、あとの方はけつこうでございます。

初めに大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、いま刑務所關係を規律してゐる法律に、明治四十一年にできた監獄法という法律がいまなお存在してゐるのであります。この問題はたびたび国会でも取り上げられて、昭和四十二年、当時の田中法務大臣と矯正局長が、早急にこれを改正したいという意向を明確にいたしました。去年も私



はこの内閣委員会で小林法務大臣にお尋ねをしたわけでありすが、小林法務大臣は、次の通常国会、つまりことしの春の国会までには改正案をまとめて提出するんだ。さらに、去年の十二月の内閣委員会におきましても、来年の二月、つまりことしの二月までにはこの改正案を出すように事務当局に命じて作業を進めておる、こういうことであつたわけだけれども、依然としてこれが国会に提出されない。前々からこういうお約束しておつて、そのたびにこの作業というのをおくれている。やはりこれは法務省の責任だと思つておる。現在の作業の過程、これが一体どういふことになつておるのか、初めに大臣のほうからお伺いをいたしたい。

○前尾国務大臣 実は、この秋には監獄法をぜひ法制審議会に回さなければならぬ、こういう考え方のもとに鋭意努力してもらつていたのでありますが、夏休みの間が多少進捗の状況が悪いといふことで、来年の春ごろまで原案がかかるんじゃないか、秋ごろかといふことであります。私もすでに秋にはぜひとも法務省案を完成したいといふことを委員会に申しました。そういう意味からいふと、すくなくともおくれおくれで、督促してぜひ年内くらいには完成したい、こういうふうにお考へておられます。

○横路委員 昔から刑罰の本質とか目的に関していろいろと意見の対立がある。教育刑主義とか応報主義というふうな対立があつて、それで法務省の中が矯正局と刑事局あたりでもってなかなか意見がまとまらないというように私たちがいろいろ聞いてきたわけですが、すでに何回も改正作業には手をつけられて、そのたびに草案というものはまとめられておるわけですね。幾つもあるわけですね。なぜこの作業が延びてきたのか。どこにその一番まとまらない大きな原因があるわけですか。○羽山政府委員 原因と申しますか、二つ申し上げることができるとおもいます。刑事局と矯正局との意見が一致してないといふ——もちろん全部完全に一致しておるわけではございませんけれども、

も、一致してないからおくられておると申します。現在は刑法を法制審議会に審議中でございます。そもそも監獄といふことは刑法の中にあることばでございます。それを受けて監獄法ができておるわけでございます。そこでいま、刑法の中で懲役、禁錮、拘留といふような現行の自由刑制度をどういふふうにするかといふ基本問題がございまして、その辺が法制審議会の中でもだいたひ議論が重ねられました。それから、死刑を置くか置かないかといふようなことも、つい最近まできまらなかつたわけでございます。それをにらみ合わせておられます関係で、全体的に私どもが一度書き直しても、刑法が直るといふたびに私どもが条文を直す。御承知のように、法律の条文は、私のたまたまの見通しでは、多くても監獄法は約二百条くらいで済むと思つてございまして、一条をいじりますと、一条だけをいじるといふことが非常にできにくくて、関連条文が非常に多くなつておりますので全体を直すといふようなことば、そのつどごたごたするといふようなことばがございまして、おくれおくれでございまして、それが一つでございます。

本年の一月に、私もまたいたしましては、ある程度の意見をまとめまして、四月に全部の出先の現場の意見、法務省各部署の意見を聞きまして、その意見を取りまとめまして、それで、先ほど大臣が言われましたように、私といたしましては、十一月の末を目途にいたしまして確定案をつくりたいといふことで、近ごろは、私自身がひまさえあれば監獄法をやつておるような状況でございます。そういうことでやつてまいつたのでございまして。

あとは、本年になりました、立案に直接関係のないいろいろ別な事項がございまして、たとへば、非常に有力な相談相手になつていただきました先生がなくなるというふうなことがございまして、そういうふうなことで、十一月の努力目標が一月か二月か、ただいま大臣が仰せになりませんでしたように、来年の春ぐらいにずれんではないかと、

かといふようなことでございまして。○横路委員 そうすると、刑法の改正のほうも、来年の大体五月ぐらひまでには審議会のほうの最終的なやつが終つて国会のほうに出される、こういうふうな見通しになるわけですか。

○羽山政府委員 法制審議会刑事法特別部会と申しますのがあと二回か三回で終つて、總會にかけまして、来年早々、おそらく刑法の全面改正参考案の答申があるように、数日前に法務省で部会がございまして、その席に私も出たのでございまして、議長の小野先生が、いよいよ刑法も大詰めに来たなといふことをおっしゃつておられましたので、刑法が答申になるのは間近いころではないかと思つておられます。

○横路委員 そうすると、それが国会に出されるのは大体いつごろになりますか。○羽山政府委員 私は所管でございせんので、その議論を聞いておりました感じでございますが、刑法以外に刑法施行法といふようなものがあるわけでございます。それから、はたしてこれは全面的に国会に提出したほうがいいか、部分的に提出したほうがいいかといふような、あと手続としての議論が残つてくると思つて、いづれにいたしまして、案として印刷物で公表されるのは、そう遠くはないんではないかといふふうにお考へておられます。

○横路委員 そこで、現行の監獄法の中にも非常に古い規定がたくさんあるわけなんです、ちよつと確認をしておきたいのですが、昨年この委員会で、五月の六日に私がお尋ねしたときに、戒具の問題、これは保安上のために戒具の規定が監獄法にあるわけですが、この戒具の問題について、特に鎮静衣と防声具について平井政府委員がこううう答弁しておるわけですね。「鎮静衣はやめようじゃないかといふ話が非常に強く出ておる」。そして実際ほとんど使われていないんだ、私が調べた範囲では、たとえば昭和四十三年、四十四年あたりでも、年間を通して一件あるかないかといふような使用状況になつておるのですが、その使

用状況と、このほとんど使われていない鎮静衣について、去年の国会答弁では、大体これはやめようじゃないかといふ意見が強いといふお話だったので、今度の改正作業の中で、その辺はどうなつておられますか。

○羽山政府委員 鎮静衣といふものが、ほんとうの意味で鎮静する効果をあげる前に、非常に自由を拘束する程度が強い。そこで、これは拘束具としては非常にいいものだといふようなことは、とても言えないわけでございます。鎮静衣を使用いたしますと、むしろその鎮静衣の使用で、職員が、本人がどうにかなくなつてしまひはしないかといふようなことを心配いたしました。見回りに行く回数が多いといふと、かといふような、いろいろ欠点があるわけでございます。そこで、これを何とかもつといふものに改善することはできないかといふことで、目下検討中でございます。それで、鎮静衣といふものは、たまたま御指摘のとおり、実際問題といたしましてほとんど使用してありません。

○横路委員 それからも一つ、防声具については、これは前に事故がありましたね。窒息死をした。使用して二十分後に窒息死をして、使用については非常に厳格に指導されていると思つて、それが、どういふような指導をされているのか、どういふような通達になつておるのか、その辺のところをちよつとお答え願ひたいと思つておられます。

○羽山政府委員 その通達の内容は、かなり詳細にわたりますので、時間の関係もございまして、ご必要なら、戒具の使用をするといふことでございまして、必要なら戒具の使用をするといふことでございまして、あつと特にこの防声具につきましては、鼻の穴から呼吸をするといふことについて障害が起きないよう、あるいは頸動脈を圧迫するといふようなことに最善の注意をするといふような、事故が起きないよう、ごまかい使用の注意を列記いたしました。その次に時間を限定いたしました。防声具は六時間以上はかけてはいけない、それから

医師が常に視察をしなければいけない、もちろん食事の時間にははずさなければいけないというように、こまごまと書いてあるわけではございません。

○横路委員 そこで私、警察のほうにお尋ねしたいのですけれども、昭和四十六年の十月二十八日、ことしですね。「国家公安委員会規則第十号 被疑者留置規則の一部を改正する規則」の第二十条を改正して、従来警察においては使用していなかった防声具と鎮静衣をことしの十二月一日から使用するように規則の改正を行いましたね。これは間違いないですね。警察の関係……

○高松政府委員 御指摘の被疑者留置規則の改正はいたしております。それで、従来被疑者留置規則の場合に「手錠、捕じよう等を使用すること」ができる」という規定で、この「等」の中には鎮静衣、防声具ということが明確には書いてなかったわけではございませんけれども、それが一応含まれていままで使っていなかった、こういうことだったのでございます。

○横路委員 使っていないだけではなくて、各警察署には鎮静衣や防声具が保管されておったわけでもないでしょう。そうすね。いま刑務所に入っている人というのは、私の記憶に間違いなければ四万人ぐらいいる。それが年間どれだけかといえば鎮静衣を使用したかという、一回あるかないか、ほとんど制度として残っているだけ。それを新しく警察の留置場に置いてことしの十二月からこれを使用する。

まず第一にこの鎮静衣についてお尋ねをしますけれども、鎮静衣を警察においてことしの十二月一日から使用する。いま御答弁聞いていて矯正局長は、監獄法改正の中で、現行も少なくとも鎮静衣は使われていないし、これはやはりちょっとひどいものだからやめよう、こういうことで検討されているというときに、警察が何でこんなものを使いまさき持ち出してきたのですか。

○高松政府委員 従来、その「手錠、捕じよう等」ということで、実際に、たとえば柔道着のひもを使うとか、手ぬぐいを使うとか、あるいは風呂しきを使うとかというふうなことが行なわれておりました。それによりましていろいろな問題が、現実には昨年一、二起こっております。そういうことをなくして、むしろ使えるものを明確にする。手錠、捕縄、防声具、鎮静衣というふうなことで、使えるものを明確に規定して、その制式あるいは取り扱い手続を明確にする、そういうことによつて、そういう従来生じてきたような問題の起こることを防止しようというのが、今度つくりましたねらいでございます。

鎮静衣、防声具につきましては、いまは御指摘のような問題があるということは、私たちが承知をいたしております。で、これにつきましては、特に慎重に使用することになっております。すし、またその鎮静衣につきましては、その様式が刑務所において規定されているものよりも非常に簡略になっている。ちやうどシューターフザックのような形のものにしてあるということで、その点もむしろ改善をはかっているつもりでございます。

ただ、いま御指摘のような問題も確かにございますので、防声具、鎮静衣につきましては、その使用について特に厳格にこれを制限するというふうな指導方針でまいっております。

○横路委員 「手錠、捕じよう等」の「等」からいろいろ問題が起きてきたというのは、別にこの問題じゃないでしょう。柔道着で逆エビみたいにしてしばつたつて、法律の問題ではないでしょう。実際の留置場の中における警察の運用の問題です。従来は手錠、捕縄だけだったやつが今度は鎮静衣を持つてきた。鎮静衣というのは、私たちが去年内閣委員会で視察したときに網走刑務所で見せてもらいましたけれども、ひどいものですよ。ミノムシみたいな身動き全然とれないような形でもつて、頭をひよこつと出してあと、みな手足の自由を奪っておくようなものでしょう。実際

に四万人も入っている刑務所の中でほとんど使われていないものを、なぜわざわざ、しかも監獄法の規定を改正しようという動きの中で、どうしていまごろ警察が昭和四十六年という時点で持つてくるのか。何も必要性がないじゃありませんか。柔道着でもつて逆エビでやるというのは、皆さん方の職員の規律の問題として指導すればいいことなんで、新しくこんな戒具を警察でもつて使用するなんていう必要は何もない。ほんとうのねらいは一体何なんですか。何も必要ないじゃありませんか。

○高松政府委員 ほんとうのねらいとおっしゃいます。先ほど申し上げましたように、手錠、捕縄だけではどうにもならない。たとえば、非常に大声を発して騒ぎ回る、どなたという者につきましては、手錠、捕縄だけではその効果を求めることはできないわけではございません。したがって、そういう場合に、従来は防声具が法律的にも「等」ということで使えるということになってい

たわけですけれども、実際にそういうものを各警察署には備えつけてなかった、それから多少ものものしい感じのするものもあつた、そういうようなものをあわせて、合理的なものにしてこれを防止しようというのがそのねらいでございます。それ以外には他に目的はございません。

○横路委員 いままで持つていないのを、これからわざわざ購入するわけでしょう、全部の警察署に。どのくらいの予算を組んだのですか。この鎮静衣と防声具を新たに各警察署全部備えるわけですね。それはいままで刑務所の中では使っていないのですよ。鎮静衣については一年間に一回あるかないか。それを今度は警察でもつて各警察署全部にわざわざお金を出して買って用意をする。そして、使用の基準についてはこれからあとでお尋ねをしますけれども、警察のほうの使用規則なんというものは、これはいろいろ問題がたくさんある。これ幾ら予算使ったのですか。

なつておりまして、明年度の予算要求は、若干は補助金として入れるつもりでおりますけれども、本年度はとりあえず都道府県の予算でベルト手錠等を準備する、こういうことにはいたしてあります。

○横路委員 その鎮静衣と防声具を全部各警察署に備えるのに、大体どのくらいかかりますか。

○高松政府委員 全部の署に備える必要があるかどうかというところも一つの問題でございますけれども、一応予算要求としては九百十六万ばかりの要求をいたしております。

○横路委員 それはもうこの間も捜査会議か何かで、各警察署に備えるようにというふうな指示をしたわけでしょう。

○高松政府委員 十二月一日からこの規則を施行する、それに従つて準備をしまつていくようにして、特に中心はベルト手錠と申しますか、それを中心にひとつ本年度は整備をやつていってもらいたいというふうな指示をいたしております。

○横路委員 そのベルト手錠、皮手錠というやつですね。これは去年の国会のことも議論をしたのですけれども、昭和九年に帝人事件が発生したときに、その使用について国会の中で大問題になったのです。法務省関係の先輩である岩田宙造という当時の議員が、小原法務大臣に対して非常に激しく追及して問題になったんですよ。そのときにどういふ議論をされたか。皮手錠なんというものは、これは封建時代の遺物だ、こんなものが何でいまの明治憲法で認められるかという議論を昭和九年にやつたのです。それから何年たつたと思ひますか。昭和四十六年ですよ。それから、法務省のほうはやめようというやつを、警察はこれから一千万近いお金を出して各警察署に備える。使うからでしょう。

その使用基準だつて一体どうなつていますか。警察庁訓令第十八号「使用上の留意事項 戒具の使用にあつては、その必要性および留置人の健康状態を考慮して適正に使用しなければならぬ」というのが一つ。「防声具および鎮静衣は、

六時間以上継続して使用してはならない」というのが一つ。「使用中は、留置人の動静について常に注意を払わなければならない」というのが一つ。国連がきめた被拘禁者処遇最低基準規則というのがある。一九五七年にきめられた。その中で、戒具の使用は、暴行のおそれがある場合は自殺のおそれ、特にここでは自殺のおそれを防ぐためだというのが戒具の使用の趣旨なんです。これは懲罰じゃないんです。戒具の使用というのはあくまで保安上、特に自殺者を出さないためにするというのがこの制度の趣旨なんです。したがって、この最低基準規則の三十三条「被拘禁者が自己もしくは他人に危害を加え、または財産に損害を与えることを防止するため、他の手段によつては目的を達することができない場合において、施設の長の命令による」ときに使用できる。ただ、「この場合においては、施設の長は、直ちに医官にはかり、医者に相談しなければならぬ、通達もそういうことになっているです。法務省のほうの通達もそういうことになっているです。昭和四年、刑局長通達行甲七四九、鎮静衣等ノ使用上三箇ノ注意ノ件」、ここでは「医師ノ同意アルニ非サルハ之ヲ使用スヘカラサルコト」。皆さん方のこの使用基準には、医者に相談するなんということができます。ここにもない、警察署長の命令で幾らでもできるよりになっている。これは国連のこの最低基準にも違反するものです。法務省で出している通達、先ほど矯正局長のほうから話がありました。防声具はあとで質問しますけれども、非常にきびしくきめて、きびしくきめた上で、なおかつこれは問題があるからやめようと言っている。そのときに、何にも医者に相談するとかなんとかいうことがなしに、全くかたがたに警察署長の命令によつて自由に行ける、そういうものをなせようという必要があるのですか。しかも、この国連の処遇最低基準規則は、被拘禁者、刑務所に入っている犯罪者が確定した人であるが、警察が扱うのはまだ無罪の推定を受けている。一番無罪の推定を強く受けている段階で、一体なぜこんなものが必要なんですか。

○高松政府委員 ベルト手錠の問題につきましても、皮でなしにこれを使用する。それから自殺の防止というところも一つの問題でございませうけれども、やはり非常にあべられる、暴行するといふうな者に対して、これを制止する方法として使用するといふことにいたしておきます。それから戒具の使用につきましても、いま御指摘になりました第四条のほかに第三条で、必ず警察署長の指揮を受けてこれを実施せよ、緊急やむを得ないときにはその幹部の指揮を受けて、その使用後すみやかに署長に報告をしなければいけません、こういうふうな規定を設けて、その取り扱いには慎重を期しているつもりでございませう。それから、医師の問題につきましても別に通達を出しておきまして、必要のあるときには医師の診断を受けさせなければいかぬといふふうなことを規定いたしておきます。それで戒具といふものは実体的に何を意味するか、具体的にどういふ様式のものといふものを意味するかといふふうなことで問題が変わってくるのではなからうかと。いふふうに私も思っています。

○横路委員 この国連の最低基準規則でも、普通使りの保安上の問題としてだけなんだ、懲罰の手段としてはだめだということになっているのです。したがって、まず第一に自殺のおそれがある、暴行等のおそれの場合には、非常に厳格にみなな規制を受けている。したがって、直ちに医官にはかつて上級行政官庁に報告しなければならぬ、記録をしておかなければならぬ、記録を残さなければならぬ、そういうことになっているのです。これは全然そうじゃないじゃありませんか。

○高松政府委員 いま申し上げましたように、戒具といふことは、私もこのことはあまり好きなことではございせんが、監獄法にそういうこととはございまして、代用監獄である場合にはその規定の適用がある、こういうことになりましたので、そういうことを使用しておりますけれども、問題は戒具の制式といひますか、ものの中身の問題に

一つは隔着するであろうといふふうに考えます。もちろん、医者に見せてその上で使用しなければいかぬといふふうな場合も出てくると思ひますが、そういう場合には、もつと戒具自身の使用に危険を感じる場合だから、それはむしろやめるべき場合であろうといふふうに私も考へておきます。

○横路委員 だから現実にはほとんど使われていないのです。これは代用監獄ばかりじゃなく、勾留がついたあとで被疑者ばかりじゃなく、最初の四十八時間以内の被疑者にも適用になるでしょう。だから代用監獄ばかりじゃないじゃありませんか。すべて留置人に適用になるのでしよう。だからこれは、国連のそういう基準にも反して、法務省がお考えになっているやり方と全然違ふやり方なんです。そして、やめようといふやつを、これからやろうといふのでしよう。ほとんど使っていない、制度として残っているだけのものを、そんな特に必要性といふのがありませんか。特にそういうことをしなければ留置場の中の規律が守れないといふことか。いままでやってきたじゃありませんか。

先ほど話があったように、「手錠、捕じょう等を使用することができた」。そこで「等」といふのは、問題が出てきた。問題が出てきたといふのは、ことしの二月十八日の判決ですね。公務執行妨害の事件について千住警察で逆エビをかけた。これは被疑者留置規則二十条にいう行為じゃないといふ判決がありました。そこで出してきたといふのが本音なわけですか。

○高松政府委員 留置場の中における、千住あるいは新宿のような事件が昨年ございました。その前にもそういうことが幾つかありました。これらを通じて「等」といふことでそれを非常にあいまいにしていくことはよろしくない、むしろそれをきっちり定め、それからその使用方法についてきっちりした手続を定める、そしてそれ以外のもので使わせない、こういうことが、そういうトラブルを起ささないことにならうといふこと

○横路委員 ですから、それは職員の問題なんですよ。そういう違法行為をやらせないように指導すればいいわけですね。何もそこで使用し得る戒具の範囲を広くして、わざわざ国民の税金の中から一千万もの金を出してやる必要といふのは、いまの時点で私は全くないと思う。全くないですよ。これから新たに北海道から沖縄までの全国の警察にこんなものを一々買つて備えておく、そんな必要は全くないですよ。だからこれは拷問に使われる。捜査の段階では、被疑者と捜査官といふのは、ほんとうは対等の立場になければならぬ。刑務所の場合には終つていますから、取り調べると取り調べられる者といふ関係は、少なくとも刑務所の中ではなくなっている。警察の中は、取り調べをする者とされる者といふ関係になつていくわけですよ。そこでこういうものを使う。最近刑務所の中で全然使われていないものをわざわざ警察が持ち出したのは、そういうものが十分にある。

もう一つ、防声具のほうですが、この防声具については、昭和三十一年の十月四日に拘置所の中でこれを使用して窒息死したケースがあった。そこで先ほど矯正局長がお話になった通達を出した。非常に嚴重ですよ。先ほど話にあつたように、使用の際は、呼吸に障害がないかどうか、頸動脈の關係はどうか、使用後は視察に便宜な居房にわざわざ移して、その動脈をひんぱんかつ綿密に視察し、そのつど呼吸障害等の有無を確認する。使用中は医師等にとときどきその状態を視察させる。もし医者がいなければだめだ、医者はここでときどき確認をしないといふよりな形でもって使用しているわけですね。それを、おたくのほうの戒具の制式の使用手続の訓令によると、そんなものは何にもないでしよう。いままでいろいろ問題を起こした人間に、こういうものを与えたら一体どうなりますか。全くないでしよう、防声具については。

○高松政府委員 そういうものを拷問に使う可能性があるというお話でございませうが、そういうこ

○高松政府委員 そういうものを拷問に使う可能性があるというお話でございませうが、そういうこ



の法務大臣の所管に属する職員しか拘束力はな  
い。しかしながら、委任命令に属する部分には、そ  
れは、代用監獄として仕事をなさるときには、そ  
こに法律的には少なくとも拘束力があり得るので  
はないかというふうに考へるわけでございます。  
ただ、先ほど来御質問を拝聴いたしましたして、  
ちよつと私、先ほどことが足りなかつたので補  
足させていただきますと、私も、戒具すなわ  
ち鎮静衣とか防声具というふうなものをできるだ  
け改善をしていきたいということで、全然やめて  
しまふというわけではございませんので、その点  
をひとつ御了承いただきたい。

それから、実際問題といたしまして、刑務所  
も、今日支所におきましては医師に非常に困つて  
おりました、専従の職員としての医師はもちろ  
んのこと、ときどき来ていただくお医者さんにも  
と欠くようなことがほつほつ出ているわけござ  
います。これは、百七十ぐらいの施設を持ちまし  
た法務省におきましてもそうでございますから、  
千何十カ所というふうな本署をお持ちになってお  
る警察では、なかなかへんびなところの警察も  
ありでございます、お医者さんというふうな問  
題がなかなかすぐ解決できないのじやないか。  
かりに、臨時的に監獄法の委任命令に属する規定  
が、代用監獄業務というふうなものを頼りして  
おります警察に適用があるといつたとしても、  
はたしてそれが實際的にうまくいくかどうかとい  
うような問題は、おそらく警察のほうでござ御苦  
心の存するところではないかというふうに考へる  
わけでございます。

○横路委員 ですから、その医者がついてなければ  
使えないようなものは、使わないことなんです  
よ。私、この前のときに提案したように、うる  
さくてしょうがないというならば、あるいは自  
殺の心配があるというならば、そういうふうな  
房をつくれはいいわけですか。外に声が漏れないよ  
うに、テレビが何かつけて監視するようにすれば  
いいわけですか。おたくのほうでは、刑務所を新し  
くするときには、そういう施設にかかっているわけ

でしよう、現実問題として。だから、少なくとも  
流れに逆行していることは、これは間違いない  
が、私は、何でもこんなものが出まうてきたの  
か、全く理由がわからない。これは何か特殊のあれ  
ですか。沖繩でいろいろこれからまた学生が騒ぐ  
かも知れぬ、あるいは騒いだら困るからやつてし  
まおうというふうなねらいがあるわけですか。た  
まには、犯罪人だつて、被疑者だつて、これは同  
じようにやはり取り扱わなければならない。特に  
暴力団だからどうするとか、特にこれは暴力学生  
だからどうするとかいうふうなことではないけな  
いわけですね。どうもそこにならぬがあるようにし  
か思えない。でなければ、何でもいままうこんな  
のを、全然使つてこなかったものを、わざわざ警  
察に新たに制度として取り入れなければならぬ  
のか。一千万もお金を出してですよ。全く私はわ  
からないわけでありませうけれども、これはどう  
ですか。この通達、規則の類です。鎮静衣とか防  
声具などという、われわれの内閣委員会と網走の  
刑務所を見て、与野党を問わず、一緒に行つた議  
員、みんなびつくりしてしまつたわけですよ。職  
員が足を入れて見せてくれましたけれども、ミノ  
ムシみたいな首だけちよんと出して、手足全く  
自由がきかない。あるいは狂犬にサルぐつわはめ  
るような、あんなくつわみたものをはめてし  
まう。私もあれははめてやつてみましたけれど  
も、全く口は全然動かぬし、あんなものをいまど  
き刑務所だつて、皆さん、行くと言つておられ  
る。持つていただけで全然使つてないですよ。  
こつとこつとしゃつていられるものを、わざわざこれから  
金を出して購入しようというほんとうの腹が、ど  
うも私はよくわからない。「手錠、捕じよう等」  
というところで、「等」のところに問題があるとい  
うならば、それはやはり職員の規律の問題として指  
示をすればいいやつを、被疑者を拘束するもの  
を、職員は行動なんというところから逆に考へ  
なるといふ発想自身が、大抵非常に大きな問題だ  
と思ふのです。法律論はまたあらためて、今度  
公安委員長にぜひ出てきてもらつて議論をする

でしよう、現実問題として。だから、少なくとも  
流れに逆行していることは、これは間違いない  
が、私は、何でもこんなものが出まうてきたの  
か、全く理由がわからない。これは何か特殊のあれ  
ですか。沖繩でいろいろこれからまた学生が騒ぐ  
かも知れぬ、あるいは騒いだら困るからやつてし  
まおうというふうなねらいがあるわけですか。た  
まには、犯罪人だつて、被疑者だつて、これは同  
じようにやはり取り扱わなければならない。特に  
暴力団だからどうするとか、特にこれは暴力学生  
だからどうするとかいうふうなことではないけな  
いわけですね。どうもそこにならぬがあるようにし  
か思えない。でなければ、何でもいままうこんな  
のを、全然使つてこなかったものを、わざわざ警  
察に新たに制度として取り入れなければならぬ  
のか。一千万もお金を出してですよ。全く私はわ  
からないわけでありませうけれども、これはどう  
ですか。この通達、規則の類です。鎮静衣とか防  
声具などという、われわれの内閣委員会と網走の  
刑務所を見て、与野党を問わず、一緒に行つた議  
員、みんなびつくりしてしまつたわけですよ。職  
員が足を入れて見せてくれましたけれども、ミノ  
ムシみたいな首だけちよんと出して、手足全く  
自由がきかない。あるいは狂犬にサルぐつわはめ  
るような、あんなくつわみたものをはめてし  
まう。私もあれははめてやつてみましたけれど  
も、全く口は全然動かぬし、あんなものをいまど  
き刑務所だつて、皆さん、行くと言つておられ  
る。持つていただけで全然使つてないですよ。  
こつとこつとしゃつていられるものを、わざわざこれから  
金を出して購入しようというほんとうの腹が、ど  
うも私はよくわからない。「手錠、捕じよう等」  
というところで、「等」のところに問題があるとい  
うならば、それはやはり職員の規律の問題として指  
示をすればいいやつを、被疑者を拘束するもの  
を、職員は行動なんというところから逆に考へ  
なるといふ発想自身が、大抵非常に大きな問題だ  
と思ふのです。法律論はまたあらためて、今度  
公安委員長にぜひ出てきてもらつて議論をする

でしよう、現実問題として。だから、少なくとも  
流れに逆行していることは、これは間違いない  
が、私は、何でもこんなものが出まうてきたの  
か、全く理由がわからない。これは何か特殊のあれ  
ですか。沖繩でいろいろこれからまた学生が騒ぐ  
かも知れぬ、あるいは騒いだら困るからやつてし  
まおうというふうなねらいがあるわけですか。た  
まには、犯罪人だつて、被疑者だつて、これは同  
じようにやはり取り扱わなければならない。特に  
暴力団だからどうするとか、特にこれは暴力学生  
だからどうするとかいうふうなことではないけな  
いわけですね。どうもそこにならぬがあるようにし  
か思えない。でなければ、何でもいままうこんな  
のを、全然使つてこなかったものを、わざわざ警  
察に新たに制度として取り入れなければならぬ  
のか。一千万もお金を出してですよ。全く私はわ  
からないわけでありませうけれども、これはどう  
ですか。この通達、規則の類です。鎮静衣とか防  
声具などという、われわれの内閣委員会と網走の  
刑務所を見て、与野党を問わず、一緒に行つた議  
員、みんなびつくりしてしまつたわけですよ。職  
員が足を入れて見せてくれましたけれども、ミノ  
ムシみたいな首だけちよんと出して、手足全く  
自由がきかない。あるいは狂犬にサルぐつわはめ  
るような、あんなくつわみたものをはめてし  
まう。私もあれははめてやつてみましたけれど  
も、全く口は全然動かぬし、あんなものをいまど  
き刑務所だつて、皆さん、行くと言つておられ  
る。持つていただけで全然使つてないですよ。  
こつとこつとしゃつていられるものを、わざわざこれから  
金を出して購入しようというほんとうの腹が、ど  
うも私はよくわからない。「手錠、捕じよう等」  
というところで、「等」のところに問題があるとい  
うならば、それはやはり職員の規律の問題として指  
示をすればいいやつを、被疑者を拘束するもの  
を、職員は行動なんというところから逆に考へ  
なるといふ発想自身が、大抵非常に大きな問題だ  
と思ふのです。法律論はまたあらためて、今度  
公安委員長にぜひ出てきてもらつて議論をする

いうことにして、きよははこの辺で終わりにした  
と思ふのです。  
そこで、委員長にお願ひなすけれども、で  
きれば公安委員長を一度ぜひお呼びいただいで、  
そこでいまの議論をちよつとだけさせていただき  
たいというのを要望して、私の質問はこれで終  
わりにしたいと思います。

○高松政府委員 いまのお話の、私もできればそ  
ういうふうな特別の部屋ができて、声が漏れない  
で、テレビで監視できるような部屋ができれば、  
それはもちろんよろしいと思ひます。私もそ  
ういふことができれば、こつとこつと戒具などという  
をあらためて使用するなんということよりも、た  
いへんそれはけつこうだと思ふ。ただ現実問題と  
して、警察署は刑務所なり拘留所なりよりも  
と狭い。それから房がどうしても並んで小さな  
ところに集まつている。そういうところで留置場の  
保安と秩序を維持するにはどうしたらいいかとい  
うことだから、こつとこつと問題が起つてい  
るわけですよ。いまいろいろおつちやつてい  
るわけですよ。目的があるということは決ま  
りませんが、私どもの考へておきますことは、あくまでもそれ  
の保安と秩序の維持をはかつていきたいとい  
うことだけでございませう。

○横路委員 去年でしたか、京都でやはり矯正  
係の国際会議というのが開かれて、いろいろ議論  
されたですね。この一九五七年の困連の基準とい  
うのはほんとうに最低の基準なんです。先ほど受  
田委員からも話がありましたように、おたくは、  
矯正というふうなことじゃなくて、要するに  
調べをして真実を発見するのだ。真実の発見とい  
うとちよつと聞かすはいいわけでありませう  
けれども、その捜査のいろいろなテクニックがあるわけ  
で、そういう捜査する者としてとされる者という関係  
の中でこつとこつとものを使われるというの、刑務所  
で使うよりもやはり非常に大きな意味があるわけ  
ですよ。あるいは危険性というものがあ  
る。その辺のところを考へてもらわなければ、法  
律的にも、法による強制あるいは適正手続とい

立場からも、こんな警察法の五条を持つてきて、  
こつとこつと自由を自由に規則で変えて、ど  
ん公安委員会でもつてやれるのだというところ  
に実は大きな問題が私はあると思ふので、その辺  
は、公安委員長が来たときにぜひ議論をしてい  
きたいと思ひますけれども、やはりこんなものを使  
用するということはしないほうがいいんじゃない  
ですか。それはあと二年、二年、もし皆さん方ど  
うしてもおやりになるというならば、統計的な数  
字を毎年毎年出していただいでこれは検討して  
いかなければならぬというふうに思ひますけれど  
も、刑務所ですえも年間一件、制度として残つて  
いるだけだといふふうなものを、わざわざこの時  
点でこつとこつと制度を導入するというのは、どうも  
私は納得できないわけでありまして、その点ぜひ  
公安委員長にもう少しお尋ねするということ、  
きよははこれで終わります。

○伊能委員長 華山親義君。  
○華山委員 初めに予定されておりました  
が、私から簡単に尋ねたいと思ふので、  
最近の裁判所の判決の中で特に注目すべき  
ことは、国家公務員の労働争議行為の禁止あるいは  
政治的行為の制限、そういうことについて、裁判  
所はしばしば無罪あるいは行政処分を取り消しを  
命じているわけでありませう。非常に大きな傾向  
があると思つておられますが、この問題に  
ついては、別に私が政府の人事関係の方々にお尋  
ねをする機会があると思ひますから、きよははそ  
れについて法務大臣にお尋ねをするのでございま  
すけれども、十一月二日の新聞によると、法務大  
臣は「戦前の行政裁判所がなくなつた結果、裁判  
所が行政権にかなり介入した形になつてい  
る。おかげで行政官庁も困つてい  
る」とこつとこつと報告されてお  
ります。これはほんとうに  
さうであつたのかどうか、どう  
いう意味でま  
たこつとこつとこつとこつと  
思ひます。

○前尾國務大臣 私、新聞が全部私の真意を伝  
えておるとは申しませぬ。一部は私が申ししたこと



○伊能委員長 次回は、明十一日午前十時理事  
会、十時三十分委員会を開会することとし、本日  
はこれにて散会いたします。  
午後四時二十一分散会

昭和四十六年十一月十九日印刷

昭和四十六年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A